

第 6 回

今治市及び越智郡 10 か町村合併協議会

付 属 資 料

慣行の取扱い

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市町村章	
事務・事業・制度名等				担当部会名等	総務部会 総務分科会
基本調整方針	市章、市旗は、新市発足までに新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
市（町村）章	<p>大正10年9月25日制定</p>  <p>今治町と日吉村が合併し、市制をしいた翌年、公募による多種の図案の中から選定されたもので、今治の「今」と日吉村の「日」を同時にかたちどっている。 (今治市告示)</p> <p>・選 考 公 募</p>	<p>昭和45年6月1日制定</p>  <p>朝倉の「朝」の文字を図案化したもので（車）の部分を中心に（月）でつつみ、全体の丸は平和と団結を意味し左右均等は朝倉の大同団結を意味する。</p>	<p>昭和41年4月1日</p>  <p>町章は、昭和41年4月1日に制定したもので、図柄は「玉川」の文字を図案化し、円形は町民の融和と団結による地域連帯性を表わし、風格の備わった玉川は将来の躍進と発展を象徴します。 (告示、例規等不明)</p> <p>・選 考 公 募</p>	<p>昭和25年7月15日制定</p>  <p>波方を^{はがた}八方で現わし太陽と操舵により波方町の発展を円内に図案化したもので農業、水産業、海運業を意味し全町の団結と将来の飛躍を象徴したものです。このマークは昭和25年7月15日に村章として制定され、昭和35年3月1日町制施行後もこのマークを継承しています。</p>	<p>市章については、印鑑登録証や各種証明書等の印刷物等に使用するため新市発足までに選定するものとする。 具体的な選定方法は、幹事会等で検討する。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市町村章、市町村旗	
事務・事業・制度名等	市町村章、市町村旗の取扱い			担当部会名等	総務部会 総務分科会
基本調整方針	市章、市旗は、新市発足までに新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	調整の具体的内容
市（町村）章	<p>昭和46年9月27日制定</p>  <p>大西町の「大」の字を図案化したもので、円はみかんを、三角は産業の中心である船を象徴し、町民が互いに手を取り合い未来に向かって飛躍する姿を表している。</p>	<p>昭和43年7月制定</p>  <p>吉海を端的に表現するために、上に吉の字を下に海の字を図案化した。町の円満なる発展を祈念して円形に。</p>	<p>昭和49年3月14日制定</p>  <p>宮窪の「宮」を円形に意匠化したもので、円は町の円満な発展と町民協和を、縦の線により将来への飛躍発展を象徴している。</p> <p>（宮窪町章として例規集に記載）</p> <p>・選 考 公 募 ・決 定 町 長</p>	<p>昭和36年制定</p>  <p>カタカナの「ハカタ」の文字を丸く整形したものの。町の円満と発展を象徴している。</p>	<p>市章については、印鑑登録証や各種証明書等の印刷物等に使用するため新市発足までに選定するものとする。 具体的な選定方法は、幹事会等で検討する。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	市町村章		
事務・事業・制度名等	市章、市旗の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	市章、市旗は、新市発足までに新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	上 浦 町	大三島町	関 前 村		調整の具体的内容
市（町村）章	<p>昭和40年4月制定</p>  <p>町制施行時に公募し、決定。 町民の和が保たれるようにという希望と、ミカンの町の象徴として、上浦という文字をミカンの形に図案化したもの。</p>	<p>昭和36年11月制定</p>  <p>大の字三つを円内に組合せ図案化したもので大三島を表すと同時に合併前の鏡、宮浦、岡山の三ヶ村が手を取り合って、一致団結、新町の限りない発展を象徴したものである。</p> <p>・選 考 公 募</p>	<p>昭和53年9月制定</p>  <p>円形は「セキゼン」のセキを図案化したもので融和と強調を、円内の山型は三島の団結と躍進を表し、関前村の将来の発展を象徴している。</p> <p>(特に規程なし)</p> <p>・選 考 公 募 ・決 定 選考委員会</p>		<p>市章については、印鑑登録証や各種証明書等の印刷物等に使用するため新市発足までに選定するものとする。 具体的な選定方法は、幹事会等で検討する。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	市町村民憲章		
事務・事業・制度名等	市町村民憲章の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
市町村民憲章	<p>今治市民憲章 (昭和46年10月制定)</p> <p>わたくしたちは、瀬戸内海国立公園の美しい自然に恵まれ、伝統ある商工業の町として、躍進する今治の市民です。 この町を、より豊かに明るくし、誇りある郷土とするために、ひとりひとりの心のよりどころとして、市民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 衛生に注意し清潔で健康な町をつくりましょう 1. よく働き活気に満ちた町をつくりましょう 1. 芸術にたししみ文化をそだてる町をつくりましょう 1. 親切・助け合いを実行し住みよい町をつくりましょう 1. 人命を尊重し公害・交通事故のない町をつくりましょう 	<p>朝倉村民憲章 (昭和61年5月制定)</p> <p>1. わたくしたちは、自然を守り、水と緑の美しい村をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. わたくしたちは、みんなで助け合い、心のふれあう福祉の村をつくります。 1. わたくしたちは、おたがいの人権を尊重し、教育と文化の香り高い村をつくりま <p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、心身ともに健康で明るい村をつくります。 1. わたくしたちは、郷土の特性を生かした産業の発展をめざし、豊かな村をつくり <p>ます。</p>		<p>波方町民憲章 (昭和60年5月制定)</p> <p>私たちは、恵まれた歴史と自然の中で躍進する住民であることを誇りとし、活力と希望にみちた生きがいのある町づくりをめざしてこの憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 自然を愛し環境をととのえ住みよい町をつくりましょう。 1. 福祉を充実し、暖かい心のかよった町をつくりましょう。 1. 教育と文化の向上をめざし希望にみちた町をつくりましょう。 1. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、明るい町をつくりましょう。 1. 産業の発展をめざし、活力ある豊かな町をつくりましょう。 	

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	市町村民憲章		
事務・事業・制度名等	市町村民憲章の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	調整の具体的内容
市町村民憲章	-	<p>吉海町民憲章 (昭和49年10月13日制定)</p> <p>青い海と美しい緑、悠久の歴史を誇るわが郷土を</p> <p>1. 時間と秩序を守る きまりのある町 1. 勤勉で豊かな 進歩的な町 1. 清潔で健康的な 明るい町 1. 親切で安全な 平和な町 1. 共に栄え文化の香り高い 民主的な町</p> <p>にいたしましょう。</p>	<p>宮窪町民憲章 (昭和52年5月6日制定)</p> <p>私たちは、村上水軍の血を受け継ぎ、悠久の歴史と青い海、高鳴るうず潮、美しい緑に恵まれ、古くより進取の気風に富む宮窪町民であることを自覚し、誇りをもって「豊かで住みよい～生きがいのあるまちづくり」を進めるため、この憲章を定め、力をあわせてその実現に努力しましょう。</p> <p>1. 創造性のある、健康な人づくり 1. 安らぎのある、幸せな家庭づくり 1. 心のふれあう、豊かなまちづくり 1. 自然を愛する、快適な環境づくり 1. 教養の高い、文化的な郷土づくり</p>	-	
	上 浦 町	大三島町	関 前 村		
	<p>町民憲章 (平成7年10月18日制定)</p> <p>わたくしたちは、 笑顔と思いやりの心で 人と自然や文化をたいせつに 健康でよく働き よく学び 明るく 豊かですみよい 上浦町をつくります</p>	-	-		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	市町村の花・木等		
事務・事業・制度名等	市の花・木等の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
市（町村）の花・木	市の花・市の木 （昭和49年7月13日制定 今治市緑化 条例 第12条） 市の花 つつじ 市の木 くすのき	村の花・村の木 （昭和59年3月1日制定） 村の花 つつじ 村の木 くすのき	町の花・町の木 （昭和56年7月9日制定） 町の花 さくら 町の木 ひのき	町の花・町の木 （昭和50年4月制定） 町の花 つつじ 町の木 山 桃	
	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	
	町の花・町の木 （制定期日 不明 条例等に規定なし） 町の花 つつじ 町の木 ひのき	町の花・町の木 （昭和49年9月制定） 町の花 つつじ 町の木 松	町の花・町の木 （昭和49年9月制定） 町の花 さくら 町の木 まつ	町の花・町の木 （昭和60年1月制定） 町の花 さつき 町の木 くすのき	
	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村		
	町の花・町の木・町の鳥 （昭和49年制定） 町の花 つつじ 町の木 松 町の鳥 鳩	町の花・町の木 （制定期日 不明 条例等に規定なし） 町の花 みかん 町の木 楠 町の鳥 しらさぎ	村の木・村の花・村の鳥・村の魚・村の昆虫 （平成8年4月1日制定） 村の花 みかんの花 村の木 やまもも 村の鳥 めじろ 村の魚 さわら 村の昆虫 クロツバメシジミチョウ		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
都市宣言	<p>人権都市宣言 平成5年3月25日</p> <p>人は生まれながらにして自由であり平等であることは、人類普遍の原理であり、基本的人権として保障されている。</p> <p>しかしながら、この権利を守るための長年にわたる多くの人の努力にもかかわらず、就職や結婚等の差別はいぜんとして存在し、重大な社会問題となっている。</p> <p>私たちは、この現実を正しく認識し、よりよい市民生活を願って、今治市を「人権都市」とすることを宣言する。</p> <p>1 因習や偏見をなくし差別のない社会を実現しよう</p> <p>1 人権尊重を基盤とした信頼と連帯感を確立しよう</p> <p>1 人権意識の高揚を図り明るく住みよいまちづくりに努力しよう</p>	<p>人権尊重の村宣言 平成9年9月16日</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、平和である。</p> <p>本村は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全村民にいきわたり、お互いが相手の立場を考えて、豊かな人間関係を醸成し、差別することも、差別されることもない心豊かで潤いのある、住みよい地域社会の実現を目指して、ここに村民総ぐるみの「人権尊重の村」を宣言する。</p> <p>人権擁護に関する宣言 昭和63年12月22日</p> <p>近時、我が国における人権思想の普及高揚はめざましいものがある。</p> <p>しかしながら、尚、夫婦・親子の対立不和、幼児・老人・障害者・病人に対する不当な扱いによる人権問題も目立ち、また、近隣社会において境界・借地・借家をめぐる紛争、賃金の不当な取立て、プライバシーの侵害、あるいは日照妨害・騒音等の相隣公害、児童・生徒に対する「いじめ」や体罰、さらに部落差別をはじめとする差別行為も現存している状況にある。</p> <p>そして、これらの中には自己の権利だけを主張して、他人の立場を顧みないという思想に起因するものが決して少なくない。</p> <p>このような一般的風潮に対する反省の上に立って、当村では、本年4月、松山地方務局及び愛媛県人権擁護委員連合会から「人権擁護推進地区」に指定を受け、村内各種団体の代表者による「朝倉村人権擁護推進委員会」を設立し、鋭意、村内において人権啓発を推進中である。</p> <p>当議会は、同人権擁護推進委員会の活動趣旨に全面的に賛同するとともに、この活動を一層盛り上げ、かつ効果あらしめるため、ここに、村民一人一人の「人権は共有するものである」との自覚と、「お互いに相手の立場を考え豊かな人間関係をつくろう」との決意を積極的に喚起し、基本的人権が真に尊重される社会を実現するよう努力することを宣言する。</p>	<p>人権尊重の町宣言 平成5年9月29日</p> <p>すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、平等である。</p> <p>本町は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全町民にゆきわたり、お互いが相手の立場を考えて、豊かな人間関係を醸成し、ゆとり、やすらぎ、うるおいのあるある地域社会を築くことを目指して、ここに「人権尊重の町」を宣言する。</p>	<p>人権尊重に対する宣言 平成5年9月3日</p> <p>人は生まれながらにして自由であり平等であることは、人類普遍の原理であり、基本的人権として保障されている。</p> <p>しかしながら、この権利を守るための長年にわたる多くの人の努力にもかかわらず、就職や結婚等の差別はいぜんとして存在し、重大な社会問題となっている。</p> <p>今後、「町づくりは、人づくりから」さらには「人づくりは人権尊重から」との基本理念を積極的に推し進め、基本的人権が尊重、確立され明るく豊かで住みやすい波方町を実現することをここに宣言する。</p>	

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	調整の具体的内容
都市宣言	<p>人権擁護宣言 平成元年6月29日</p> <p>人は生まれながらにして自由です。また、人として固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利が認められています。しかし、今この瞬間にも、地球上のあらゆる地域で、平然と人権侵害行為が起きており、人々の両親を苦しめております。基本的人権に対する新開と、これが無視されることについて、私たちは無関心でいるわけにはまいりません。</p> <p>私たちが住む大西。ここには、生き生きとした暮らしがあり、楽しいまつりが美しい自然のなかでくりひろげられています。私たちは、こうした地域社会の風土や伝統を生かし、世界のすべての人々が、人間として自由と尊厳をおう歌し幸せに生きゆくことのできる快適な環境を創ってゆかなくてはなりません。国際化時代にふさわしい地域社会の創生のために、私たちは、ここに「人権は共存するものである」という自覚を新たにし、基本的人権が真に尊重される社会を実現するよう努力することを宣言します。</p>	<p>吉海町人権宣言 平成3年3月22日</p> <p>基本的人権は、人が人らしく生きていくために必要不可欠な条件である。長い間、多くの人々の願いとたゆまない運動がこの人権獲得のために注がれてきたが、現在もなお多くの偏見や差別という現実があることに、我々は心を痛めるのである。</p> <p>人は、理性と良心とを授けられており、互いに同じ人間であるという精神を持って行動しなければならない。このことは世界人権宣言にも明記されている。人権の無視及び軽侮が、良心を踏みにじった非人道的行為であるという自覚をし、自己の差別性を乗り越え、一切の差別を許さないという信念を持たなければならない。</p> <p>我々は、過去において目の前の差別を見過ごしてきた過ちを率直に認め、これを二度と繰り返さない断固たる決意を持ち、基本的人権の確立をめざさなければならない。</p> <p>日本国憲法に定められた基本的人権を正しく理解し、人間愛に満ちた信頼と友情の絆をわか町の基盤としよう。我々は、基本的人権が確立された吉海町を実現するため、たゆまぬ努力と研鑽を行うことをここに宣言する。</p>	<p>宮窪町人権宣言 平成5年3月26日</p> <p>基本的人権は、人間が人間らしく生きていくために保障されている権利である。長い歴史の中で、この人権獲得のための闘いがなされてきたが、現在もなお偏見や差別の現実があることを、直視しなければならない。</p> <p>私たちは、基本的人権に対する侵害に無関心でいるわけにはいかないのである。</p> <p>私たち町民が生き生きとした暮らしをするために、偏見や差別のない、幸せに生きてゆくことのできる環境を、私たち町民の責任でつくっていかなくてはならない。</p> <p>私たちは、過去において差別を見過ごしてきた過ちを二度と繰り返さず、真の基本的人権の確立を決意するものである。</p> <p>すべての差別をなくし、私たち一人一人が幸せに生きていくことのできる住みよい宮窪町を実現するため、不断の努力と研鑽をおこなうことを、ここに宣言する。</p>	<p>人権宣言 平成5年6月25日</p> <p>人は生まれながらにして自由であり平等であることは、人類普遍の原理であり、基本的人権として保障されている。</p> <p>人権問題は今や国際的課題になり、差別と偏見を払拭する運動はほうはいとして高まりつつあるが、私達は更なる人権の尊重と市民的権利、自由と保障を目指して、より一層の研さんを積まなければならない。</p> <p>私たちは、人権問題に関する理解と認識を深め、すべての人が差別することも、差別されることもない社会を実現させ、伯方町を心豊かな住みよい町にするための努力を惜しまないことを誓い、伯方町を「人権宣言町」とすることを宣言する。</p>	

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	調整の具体的内容	
都市宣言	<p>「人権尊重の町」宣言 平成5年12月20日</p> <p>人は生まれながらにして自由であり平等であることは、人類普遍の原理であり、基本的人権として保障されている。</p> <p>人権問題は、今国際的課題となって、差別と偏見をなくする運動は各地でたかまりつつあり、更に人権尊重と国民的権利並びに自由と保障を目指したより一層の努力が必要である。</p> <p>私たちは、人権問題に関する理解と認識を深め、お互いが人権尊重を基本理念として積極的に推進し、基本的人権が確立される、明るく豊かで住みよい町づくりを実現するため、上浦町を「人権尊重の町」とすることを宣言する。</p>	<p>大三島町人権宣言 平成5年10月16日</p> <p>基本的人権は、人間が人間らしく生きていくために保障されている権利である。</p> <p>長い歴史の中で、この人権獲得のための闘いがなされてきたが、現在もお偏見や差別の現実があることを直視しなければならない。</p> <p>私たちは、基本的人権に対する侵害に無関心でいるわけにはいかないのである。</p> <p>私たち町民がいきいきとした暮らしをするために、偏見や差別のない、幸せに生きていくことのできる環境を私たち町民の責任でつくっていかなくてはならない。</p> <p>私たちは、過去において差別を見過ごしてきた過ちを二度と繰り返さず、真の基本的人権の確立を決意するものである。</p> <p>すべての差別をなくし、私たち一人一人が幸せに生きていくことのできる住みよい大三島町を実現するため、不断の努力と研鑽を行うことをここに宣言する。</p>	<p>人権擁護に関する宣言 昭和62年12月24日</p> <p>近時、我が国における人権思想の普及高揚はめざましいものがあり、自己の権利、利益の主張が積極的に行われるようになった。</p> <p>しかしながら、一方において夫婦・親子の対立不和、幼児・老人・障害者・病人に対する不当な扱いによる人権問題も目立ち、また、近隣社会において境界・借地・借家をめぐる紛争、賃金の不当な取立て、プライバシーの侵害、あるいは日照妨害・騒音等の相隣公害・児童・生徒に対する「いじめ」や体罰も起こっており、さらに、部落差別をはじめとする差別行為も後を絶たない現状にある。</p> <p>そして、これらの中には自己の権利だけを主張して、他人の立場を顧みないという思想に起因するものが決して少なくない。</p> <p>このような一般的風潮に対する反省の上に立って、当村では、本年4月1日松山地方法務局及び愛媛県人権擁護委員連合会から『人権モデル地区』に指定されたのを機に、村内各種団体の代表者による「関前村人権擁護推進協議会」を設立し、松山地方法務局今治支局及び今治人権擁護委員協議会との密接な連携の下に、鋭意、村内において人権啓発活動を推進中である。</p> <p>当村議会は、同人権擁護推進協議会の活動の趣旨に全面的に賛同するとともに、この活動を一層盛り上げ、かつ効果あらしめるため、ここに、村民一人一人の『人権は共存するものである』との自覚と、『お互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう』とする決意を積極的に喚起し、基本的人権が真に尊重される社会を実現するよう努力することを宣言する。</p>		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
都市宣言	<p>世界連邦平和都市宣言 昭和40年7月19日</p> <p>今治市は、世界の恒久平和と、人類の福祉増進のため、全世界の人々と相結んで努力することを決意し、ここに世界連邦平和都市になることを宣言する。</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言 昭和60年12月20日</p> <p>世界の平和と安全は、人類共通の願望であるにもかかわらず、近年、核兵器を含む軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。 わが国は世界唯一の被爆国として、また、平和憲法の本質にのっとり再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返してはならない。 よって今治市は、わが国の核に対する国是ともいべき「つくらず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を遵守するとともに、全世界の核兵器の使用と廃絶を願い、ここに核兵器廃絶平和都市になることを宣言する。</p>	<p>非核平和の宣言 平成5年6月22日</p> <p>世界の平和は人類にとって欠くことの出来ない共通の願いである。 核兵器を今日まで増大させてきた根拠である冷戦構造が失われ、核兵器が廃絶されるものと期待したが依然として核兵器は残され保有大国の特権として、むしろ核を危険な脅しに使われようとしている。 日本の非核三原則である（核を持たない）（造らない）（持ち込ませない）が緊迫した冷戦状態時代の緊張からとかれ、くずれつつある危険が起きている。 我が国は世界で最初の被爆国であり核兵器の恐ろしさ、苦しみを体験した唯一の国である。地球さえも滅亡させる危険な核兵器を直ちに廃絶することは上記平和を願う人類共通の課題である。 唯一の被爆国日本が世界いずれの地域にも広島、長崎の苦しみを再び繰り返させてはならない。 広島長崎からの呼びかけに応え核兵器を保有する国はもとより全世界に核兵器の廃絶と大幅な軍縮を訴えとともに朝倉村を非核平和の村としてここに宣言する。</p>	<p>非核平和の町宣言 平成6年12月20日</p> <p>真の恒久平和は人類共通の願望である。しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。 わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質から再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。 日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を町民生活の中に生かし、継承していくことは、地方自治の基本条件の一つである。 したがって、吉海町は非核三原則（つくらず、持たず、持ち込ませず）が、完全に実施されることを願いつつ核保有国に対し、核兵器の使用禁止と廃絶を全世界に向かって訴え、ここに非核平和の町を宣言する。</p>	<p>非核平和の町宣言 平成6年12月21日</p> <p>真の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、近年、世界において軍備拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。 わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質から再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。 日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を町民生活の中に生かし継承していくことは、地方自治の基本条件の一つである。 したがって、宮窪町は非核三原則（つくらず、持たず、持ち込ませず）が、完全に実施されることを願いつつ核保有国に対し核兵器の使用禁止と廃絶を全世界に向かって訴え、ここに非核平和の町を宣言する。</p>	
	玉川町	波方町	大西町	伯方町	
	-	-	-	-	

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	調整の具体的内容	
都市宣言	<p>非核平和の町宣言 平成6年12月22日</p> <p>真の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。</p> <p>わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。</p> <p>日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を町民生活の中に生かし、継承していくことは、地方自治の基本条件の一つである。</p> <p>したがって、上浦町は、非核三原則（つくらず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願いつつ核保有国に対し、核兵器の使用禁止と廃絶を全世界に向かって訴え、ここに非核平和の町を宣言する。</p>	<p>非核平和の町宣言 平成6年12月20日</p> <p>真の恒久平和は、人類共通の願望である。しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。</p> <p>わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。</p> <p>日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を町民生活の中に生かし、継承していくことは、地方自治の基本条件である。</p> <p>したがって、大三島町は、非核三原則（つくらず、持たず、持ち込ませず）が、完全に実施されることを願いつつ核保有国に対し、核兵器の使用禁止と廃絶を全世界に向かって訴え、ここに非核平和の町を宣言する。</p>	<p>関前村非核平和宣言 平成元年9月30日</p> <p>ヒロシマ・ナガサキと第二次世界大戦の悲劇を、二度と許さないという被爆者をはじめ、世界諸国民の願いにもかかわらず、はてしない核量競争によって、ヒロシマ・ナガサキで使われた原爆の百万発以上の核兵器が蓄積されています。</p> <p>核兵器の使用は、人類の生存と、すべての文明を破壊します。核兵器の使用は、不法かつ道義にそむくものであり、人類社会に対する犯罪です。人類と核兵器は絶対に共存できません。</p> <p>いま世界で起こっている核戦争阻止のための有効な諸活動の発展と共に、国際的な共通の課題として核兵器を廃絶することは、全人類の死活にかかわる最も重要かつ緊急のものとなっています。</p> <p>私たちは、村内以外に在住する被爆者と共に、そして、もはや帰らぬ死者達に代わって訴えます。第二のヒロシマを、第二のナガサキを、地球上のいずれの地にも出現させてはなりません。</p> <p>今こそ私たちは、核兵器全面禁止・廃絶を求めます。すなわち核兵器の使用、実験、研究、開発、生産、配備、貯蔵の一切の禁止を速やかに実現させましょう。被爆者援護法の制定を速やかに実現させましょう。</p> <p>関前村は、これらの実効ある措置に対処するために、ここに非核平和の村宣言をする。</p>		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い				
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会			
基本調整方針	新市において新たに宣言する。			調整方針確認日			
				平成 年 月 日			
具 体 項 目	今 治 市	玉 川 町	上 浦 町	大三島町	調整の具体的内容		
都市宣言	<p>交通安全都市宣言 昭和36年12月20日</p> <p>最近における自動車交通の急激な発達により都市においては交通事故が激増し、犠牲者も頻発している現状である。</p> <p>ことに今治市の将来の都市の規模や人口の激増を考慮するとき一層その感を深くするものである。</p> <p>交通事故の頻発は、単に人命尊重の観点から憂慮されるばかりでなく、都市交通運輸の能力を著しく阻害し、市民の社会生活に及ぼす悪影響は見逃すことのできないものがある。</p> <p>これらの障害を解消し、交通の安全をはかるためには道路の立体交差、道路網の整備、その他駐車場等交通環境の整備向上をはかることが根本的な対策である。</p> <p>又一方においては、市民各自が交通法規を遵守して、道路の機能を充分発揮できるよう心掛け、道路を満度に利用できるような努めることが肝要である。</p> <p>今治市は、市民の生命の安全をはかり、明るい秩序ある都市建設を目指して、ここに「交通安全都市」とすることを宣言する。</p>	<p>交通安全町宣言 昭和47年7月15日</p> <p>自動車交通の急激な発達に伴い町民各自が法規を遵守し、交通事故の絶無を期する。</p>	<p>シートベルト・ヘルメット着用の町宣言 昭和61年6月30日</p> <p>車輦等の運行・運転による交通事故は、今や交通戦争と呼ばれるように尊い生命が瞬時として失われたり、重大な障害のために悲惨な家庭や社会生活を余儀無くするなど、痛ましい犠牲者はかつてない発生状況であり、県民あげて交通事故防止に総力を結集しなくてはならない現在、死亡事故防止のため、重要目標の一つとして運動が展開されているシートベルト・ヘルメットの着用は、車外へのとびだしの防止、頭部・胸部などの打撲、失神、横転、転落などの車内被害の防止など、死亡事故防止のためには、不可欠な手段であり、ただちに実行可能な方法である。</p> <p>よって、今議会は、住民意識の高揚・啓発をはかり、豊かな地域作りを進めるため、率先して「シートベルト・ヘルメット着用宣言の町」作りを推進する。</p>	<p>シートベルト着用宣言 平成7年3月13日</p> <p>車両等の運行運転による交通事故は、今や交通戦争と呼ばれるように、尊い生命が瞬時にして失われたり、重大な障害のために悲惨な家庭や社会生活を余儀無くするなど、痛ましい犠牲者はかつてない発生状況であります。</p> <p>こうした状況下、県民上げて交通事故防止に総力を結集しなくてはならない現在、死亡事故防止のため、重要目標の一つとして運動が展開されているシートベルトの着用は、車外への飛び出しの防止、頭部、胸部等の打撲、失神、横転、転落等の車内被害の防止等、死亡事故防止のためには不可欠な手段であり直ちに実行可能な方法である。</p> <p>したがって、本議会は住民意識の高揚啓発を図り、豊かな地域づくりを進めるため、率先してシートベルト着用の町を宣言する。</p>			
		吉海町					宮窪町
		朝倉村	大西町			波方町	関前村
		-	-			-	-

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	大西町	朝 倉 村	玉 川 町	調整の具体的内容
都市宣言	<p>衛生文化都市宣言 昭和37年6月30日</p> <p>健康で明るい生活をきづくため、わたしたち今治市民は、力をあわせて清潔で、住みよい、美しい郷土の建設を推進します。</p>	<p>健康都市宣言 昭和61年7月10日</p> <p>活力とゆとりをそなえた、海と緑の「おおにし」をつくるのは、健康な心身を持った私たちです。健康こそは、個人や家族にとって幸せの源であり、社会を発展させる原動力です。いま、私たちは未来にむけ、町民すべての健康づくりを推し進めるために、家庭・地域ぐるみで連携を高め、「みんなでつくる健康のまち・大西」を築くことを決意し、ここに宣言します。</p> <p>一、私たちは、自分の健康は、自分で守り、自分で築きます。</p> <p>一、私たちは、栄養を考え、調和のとれた食事をします。</p> <p>一、私たちは、楽しく運動をし、十分な休養をとります。</p> <p>一、私たちは、病気の予防や早期発見・早期回復に努めます。</p> <p>一、私たちは、ふれあいを深め、心にゆとりをもちます。</p>	-	-	
			波 方 町	吉 海 町	
			-	-	
			宮 窪 町	伯方町	
			-	-	
	上 浦 町	大三島町	関 前 村		
	-	-	-		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い			
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会		
基本調整方針	新市において新たに宣言する。				調整方針確認日	
					平成 年 月 日	
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容	
都市宣言	<p>ゆとり創造宣言 平成4年3月26日</p> <p>すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間と潤いのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要である。 我が国は、国際社会の中であって、経済大国としての地位を築いてきたが、今後は労働時間を短縮し「労働と休暇」のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保することが最大の課題である。 よって今治市議会は、ここに「ゆとり創造宣言」を行い、健康で生きがいに満ちたゆとりある暮らしがおくれる社会の実現を目指すものである。</p>	<p>ゆとり創造宣言 平成2年9月27日</p> <p>我が国の発展はめざましく、国際社会の中にあつて経済大国として地位を確固たるものにしていく。 今後、我が国に求められるのは経済大国にふさわしい豊かでゆとりある生活を国民一人ひとりが実感できる社会を構築することである。 そのためには労働時間を短縮し「労働と休暇」のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保するとともにあわせて生活環境の改善を図ることが最大の課題である。 朝倉村議会は、ここに「ゆとり創造宣言」を行い「水と緑と文化の里づくり」を基本理念にすべての村民が健康で生きがいに満ちたゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指すものである。</p>	-	-		
			大西町	吉海町		
			-	-		
			宮窪町	伯方町		
			-	-		
			上浦町	大三島町		関前村
			-	-		-

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い	細項目	各種宣言の取扱い		
事務・事業・制度名等	各種宣言の取扱い		担当部会名等	総務部会 総務分科会	
基本調整方針	新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
都市宣言	<p>食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市宣言 昭和63年3月25日 先進諸国の中でも、我が国の食糧自給率は非常に低く、さらにその上、近時、諸外国からの農産物の市場開放要求はますます強まっている。</p> <p>また、輸入食糧の中には、出荷直前に穀物や果物の直接防腐剤・殺虫剤等を混入しており、残留農薬は国産に比し、数十倍も含まれ、我が国民の健康を著しく害しているのが実情である。</p> <p>このような現状にかんがみ、今治市は市民に安定して安全な食糧を供給するため、農畜産物の生産技術を再検討し、必要以上の農薬や化学肥料の使用を抑え、有機質による土づくりを基本とした生産技術の普及を図り、より安全な食糧の安定生産を積極的に推進すると同時に、広く消費者にも理解を深め、市民の健康を守る食生活の実践を強力に推し進めるため、ここに「食糧の安全性と安定供給体勢を確立する都市」となることを宣言する。</p> <p style="text-align: center;">今治市議会</p>	-	-	-	
		大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	
		-	-	-	
		伯 方 町	上 浦 町	大三島町	
		-	-	-	
	関 前 村				
	-				

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市町村の行事							
事務・事業・制度名等	市町村の行事			担当部会名等	総務部会 総務分科会						
基本調整方針	各市町村の行事については、新市の一体性の確保と、地域の実情を尊重しながら調整に努める。市町村の類似する行事については、新市において調整する。市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。									調整方針確認日	
	平成 年 月 日										
分類	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村
花関係	今治緑化フェア（4月） 今治城さつき展（5月） 今治城菊花展盆栽展（10月）					バラ祭り（5月）	能島桜まつり（4月）	さくらまつり IN ひらきやま（4月）	多々羅菜の花まつり（3月） 多々羅さくらまつり（4月）	藤まつり（5月）	
夏祭り	今治市民のまつり（おんまく）（8月）	ASAURA サマーフェスタ、人権ふれ愛まつり（8月）	ザBON フェスタ（8月）		おおにしフェスタ（8月）		能島水軍釣り大会（7月） 能島納涼祭り（8月）	はかた夏まつり（8月）	サマーフェスタ in かみうら（7月）		
産業	越智今治農協まつり（11月） 今治立花農協まつり（11月） 今治繊維まつり（10月） 今治タオルフェア（5月、10月）	越智今治農協まつり（11月）	玉川ふれ愛まつり（11月）	波方町産業文化祭（11月）	大西町農業まつり（1月）	夏野菜まつり（7月） 農業まつり（1月）	宮窪町産業文化祭（11月）	伯方産業・文化祭（11月） アグリフェスタ（1月）	多々羅ひらめまつり（9月） 多々羅みかんまつり（10月） 上浦いも祭り（10月） 上浦ふるさと産業文化まつり（1月）	大三島町産業文化まつり（1月）	関前村産業文化祭（11月）
文化芸術	今治ジャズタウン（8月） 今治文化芸術祭（11月）	朝倉村文化祭（11月） 芸能大会（11月）	玉川町芸能大会（11月）	波方町芸能大会（6月） 夏季大学（8月） 波方町ふれあいコンサート（11月） 波方町文化講演会（1月）	大西町文化祭（11月）	吉海町文化祭（11月）	宮窪町文化協会発表会（9月）		今治市越智郡小中学生書道展（11月）	しまなみ新能（7月） 三島水軍鶴姫まつり（8月） 瀬戸内児童生徒美術展（11月） 伝承文化発表会（1月）	ふれあい音楽広場（9月）
スポーツ	今治シティマラソン（10月） ホッと今治（ビーチボール大会）（7月）	村民運動会（10月） 村内駅伝大会（2月） 春季球技大会（3月） 愛護班球技大会（7月）	グリーンピック（10月） 駅伝大会（1月）	軽スポーツ大会（4月） スポレク波方（6月） なみかた海の祭典（7月）	夏季成人球技大会（9月） 町民運動会（10月） スポーツレクリエーション大会（3月）	町民運動会（10月）	能島水軍弓道大会（7月） 宮窪剣道大会（9月） 大島一周駅伝（1月）	ふれあいウォークラリー（4月） 伯方スポーツフェスティバル（5月） 伯方島一周駅伝（1月）	町民運動会（5月） 町民球技大会（10月）	ソフトボール大会（5月） ソフトボール大会（10月） 大三島町駅伝大会（1月）	ウォークラリー（4月）

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目		慣行の取扱い			細項目		市町村の行事				
事務・事業・制度名等					担当部会名等		総務部会 総務分科会				
基本調整方針		各市町村の行事については、新市の一体性の確保と、地域の実情を尊重しながら調整に努める。市町村の類似する行事については、新市において調整する。市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。							調整方針確認日		
									平成 年 月 日		
分類	今治市	朝倉村	玉川町	波方町	大西町	吉海町	宮窪町	伯方町	上浦町	大三島町	関前村
スポーツ（つづき）				町民運動会（10月） 波方招待駅伝大会（12月） 半島駅伝大会（1月） 綱引き大会（2月） 波方町ウォーキング大会（3月）				瀬戸内しまなみ海道少年野球親善大会（2月）			
広域型	しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月）					しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月） 水軍レース大会（7月）	しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月） 水軍レース大会（7月）	しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月） 水軍レース大会（7月）	しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月）	しまなみ海道春風ウォーク（5月） しまなみ海道 100km遠足（6月） 来島海峡大橋スタンプラリー（8月） 来島海峡サイクリング大会（10月） 瀬戸内しまなみ海道ツーデーウォーク（10月）	
福祉	戦没者追悼式（4月8月10月） 敬老会（9月） 今治わんぱくフェスティバル（5月）	戦没者追悼式（10月） 敬老会（9月） 健康福祉まつり（11月）	戦没者追悼式（10月） 敬老会（9月） 児童館祭り（8月）	戦没者追悼式（11月） 敬老会（9月） 古希会（11月） シルバーウォーキング大会（5月）	戦没者追悼式（4月） 敬老会（9月）	戦没者追悼式（11月） 敬老会（9月）	戦没者追悼式（11月） 敬老会（9月） 健康まつり（11月）	戦没者追悼式（11月） 敬老の日記念行事（9月）	戦没者追悼式（9月） 敬老会（10月） 寿フェスティバル（3月）	戦没者追悼式（9月） 敬老会（9月）	敬老の日式典（9月） 金婚式（11月）
消防	消防出初式（4月）	消防団出初式（4月）	消防出初式（3月）	消防出初式（3月）	消防出初式（4月）	消防出初式（3月）	消防出初式（3月）	消防団出初式（3月）	消防出初式（3月）	消防出初式（3月）	消防団出初式（3月）
成人式	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（8月）	成人式（1月）	成人式（1月）	成人式（1月）

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目		慣行の取扱い			細項目		市町村の行事					
事務・事業・制度名等					担当部会名等		総務部会 総務分科会					
基本調整方針		各市町村の行事については、新市の一体性の確保と、地域の実情を尊重しながら調整に努める。市町村の類似する行事については、新市において調整する。市町村独自の行事については、現行のまま新市に引き継ぐ。但し、イベントの内容によっては統合も検討するとともに、住民や地域が主体となった企画運営ができるよう調整に努める。							調整方針確認日			
									平成 年 月 日			
分類	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	大 西 町	吉 海 町	宮 窪 町	伯 方 町	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	
その他	ちびっ子ののま馬まつり(9月) 湯ノ浦温泉まつり(5月10月)	さくらマラソン大会・朝倉ダム緑水公園まつり(4月) 頓田川水辺まつり(8月) 朝倉ふれあいフェスタ(11月)		半島四国八十八ヶ所巡り(4月) 新春交礼会(1月)	星空シアター(7月)		島四国霊場巡り(旧暦3月)	コミュニティ推進町民大会(11月) 宮窪町社会教育研究大会(2月) 島四国霊場巡り(旧暦3月)	ほたるまつり(6月)	多々羅子供まつり(5月) 金魚すくいしまなみ選手権大会(7月) 多々羅夢まつり(10月) 多々羅ボーカルオーディションフェスティバル(12月)		とんど祭り(2月)

各種事務事業(農林水産事業関係その1)の取扱い

協議項目		農政関係事務の取扱い										細項目	総括表	
調整方針(案)		農政関係事務については新市に移行後、速やかに調整するものとする。 (1) 11市町村で同一あるいは同種の事業及びこれらに交付される補助金については、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整する。 (2) 各市町村独自の事業については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つように調整する。												
		現況												
分類	項目	今治市	朝倉村	玉川町	波方町	大西町	吉海町	宮窪町	伯方町	上浦町	大三島町	関前村		
米の生産調整	1.生産調整確認事務											-	事務の仕様については今治市の例による。確認員の報酬については新市で調整し統一する	
	2.とも補償事業							-	-	-	-	-	平成16年度に産地づくり推進交付金として制度が改正されるため、新制度発足の際に交付基準、交付単価の一元化を図る。	
中山間地域直接支払	3.中山間地域等直接支払交付金事業	-			-	-							現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は朝倉村の例による。	
農業関係制度融資	4.農業近代化資金利子補給事務												現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。	
	5.スーパーL資金関係事務			-		-	-	-	-	-	-	-		
農業まつり等の実施	6.朝市・ふれあい市助成	-		-		-							朝市の実施については継続するものとし、助成のための基準や助成額については新市で調整する。	
	7.市町村産業(農業)まつり等実施	-											現行のまつりを継続する。実施方法、助成方法については新市において調整する。	
	8.農協祭り運営補助			-	-	-	-	-	-	-	-	-	現行の事業を引き続き実施する。	
農業振興地域の管理	9.農業振興地域整備促進事務						-					-	現行の事務を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。なお、合併後速やかに農業振興地域整備計画の見直しを行う。	
農業振興団体	10.農業振興団体連絡協議会助成(事業部門)				-							-	新市の協議会として一本化を図り、必要に応じて旧市町村単位に地区協議会を設置する。	
	11.農業振興団体連絡協議会助成(企画部門)	-	-	-	-		-	-		-	-	-		
各種補助事業	12-1.ベンチャー農業者支援リース事業	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。	
	12-2.農地流動化助成金	-	-	-	-				-	-		-		
	12-3.21世紀型農業産地育成事業		-	-	-	-			-		-	-		
	12-4.フレッシュファーマー支援事業			-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	12-5.農業後継者自立支援事業			-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	13-1.土づくり推進事業	-		-		-	-	-	-	-	-	-		市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。
	13-2.果樹産地活性化対策、生産力向上対策助成	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
	13-3.地元産有機農産物等普及推進事業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	13-4.農業用廃プラスチック処理	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
	13-5.ハウス施設整備事業	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
	13-6.レタス栽培助成事業	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	13-7.景観作物等種子助成	-				-	-	-	-	-	-	-		
	13-8.不良系統伐根改植	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	13-9.果樹優良品種導入事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
13-10.農用地再利用対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
13-11.農業活性化対策事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
滞在型農園施設管理運営事務	14.ラントウレーベン大三島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現行のまま引き続き実施する。	

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目	米の生産調整の取扱い	
事務・事業・制度名等	水田農業経営確立対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	事務の仕様については今治市の例による。確認員の報酬については新市で調整し統一する。				調整方針確認日
					平成14年11月26日
具体項目	今治市	朝倉村	玉川町	波方町	調整の具体的内容
1. 水田農業経営確立対策(水田農業経営確立助成確認事務)	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(延べ9日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知 6) 春作(麦・れんげ)確認 7) 青刈り稲確認 8) 特別栽培栽培記録確認 9) 水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>実績：平成13年度現地確認員数203名 確認員日額報酬6,800円 (但し、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 1,891千円 (国1,342千円) 13年度決算額1,360千円(国1,342千円) 14年度予算額1,891千円(国1,342千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状の交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(延べ6日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知 6) 春作(麦・れんげ)確認 7) 青刈り稲確認 8) 水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数46名 確認員日額報酬 3,900円(半日分) (ただし、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 313千円 (国313千円) 13年度決算額313千円(国313千円) 14年度予算額238千円(国238千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 確認野帳の出力及び配布 2) 確認日程調整及び関係機関調整 3) 現地確認の実施(延べ2週間) 4) 確認結果入力・実施者への通知 5) 春作(麦・れんげ)確認 6) 青刈り稲確認 7) 特別栽培栽培記録確認 8) 水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数52名 確認員日額報酬 7,800円 (ただし、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 425千円 (国425千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状の交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(延べ2日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知 6) 春作(麦・れんげ)確認</p> <p>実績：平成13年度現地確認員数(延25名) 確認員日額賃金 7,500円</p> <p>〔事業費〕 賃金等 188千円 (国144千円) 13年度決算額188千円(国144千円) 14年度予算額195千円(国112千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の事務は、国の基準に従っており、特に調整を要しないため、事務の方法は今治市の例による。 ・ 次期対策では、水稲共済引受書との照合がメインとなり、現地確認は共済未加入者の水稲作付確認と産地づくり交付金の基準達成要件の確認となる。このため、次期対策に向けて16年度に再度新しい対策における事務の仕様の統一を図る必要がある。 ・ なお、その場合は、市町村単独継ぎ足しは現行の4市町の合計額を上限とするよう努める。 ・ 確認員報酬日額は新市の「報酬及び費用弁償等支給条例」の日額を基準に統一する。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目	米の生産調整の取扱い	
事務・事業・制度名等	水田農業経営確立対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	事務の仕様については今治市の例による。確認員の報酬については新市で調整し統一する。				調整方針確認日
					平成14年11月26日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
1. 水田農業経営確立対策(水田農業経営確立助成確認事務)	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 確認野帳の出力及び配布 2) 確認日程調整及び関係機関調整 3) 現地確認の実施(1日間) 4) 確認結果入力・実施者への通知 5) 春作(麦・れんげ)確認 6) 水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数62名 確認員日額報酬 3,500円 (ただし、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕13年度 報償費等 200千円 (国149千円) 14年度 報償費 315千円 (国116千円) 13年度決算額200千円(国149千円) 14年度予算額315千円(国116千円)</p>		<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 確認野帳の出力及び配布 2) 現地確認の実施 3) 確認結果入力及び実施者への通知 現地確認の実施</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数 13名</p> <p>〔事業費〕 賃金 145千円 (国145千円)</p>	<p>事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状の交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(延べ3日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知 6) 春作(麦・れんげ)確認 7) 青刈り稲確認 8) 特別栽培栽培記録確認 9) 及び水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数7名 確認員日額報酬 7,000円 (ただし、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 49千円 (国47千円) 13年度決算額49千円(国47千円) 14年度予算額40千円(国40千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の事務は、国の基準に従っており、特に調整を要しないため、事務の方法は今治市の例による。 ・ 次期対策では、水稲共済引受書との照合がメインとなり、現地確認は共済未加入者の水稲作付確認と産地づくり交付金の基準達成要件の確認となる。このため、次期対策に向けて16年度に再度新しい対策における事務の仕様の統一を図る必要がある。 ・ なお、その場合は、市町村単独継ぎ足しは現行の4市町の合計額を上限とするよう努める。 ・ 確認員報酬日額は新市の「報酬及び費用弁償等支給条例」の日額を基準に統一する。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目	米の生産調整の取扱い	
事務・事業・制度名等	水田農業経営確立対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	事務の仕様については今治市の例による。確認員の報酬については新市で調整し統一する。				調整方針確認日
					平成14年11月26日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
1. 水田農業経営確立対策(水田農業経営確立助成確認事務)	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 確認野帳の出力 2) 確認日程調整及び関係機関調整 3) 現地確認の実施 4) 確認結果入力</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数20名 確認員報酬 4,000円 (ただし、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 72千円 (国72千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状の交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(延べ9日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知 6) 春作(麦・れんげ)確認 7) 青刈り稲確認 8) 特別栽培栽培記録確認 9) 及び水田農業経営確立助成作業記録・技術要件確認</p> <p>〔事業費〕 庁費等 63千円(国)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 水田農業経営確立対策確認事務</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 水田農業経営確立助成補助金確認事務委託料(国)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 水田農業経営確立対策実施要綱(平成12年4月1日12農産第1932号) 水田農業経営確立対策実施要領(平成12年4月1日12農産第1933号)</p> <p>〔財源〕 国委託金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：実施要領第7の規定による。 内容：1) 現地確認印の選定及び委嘱状の交付 2) 確認野帳の出力及び配布 3) 確認日程調整及び関係機関調整 4) 現地確認の実施(3日間) 5) 確認結果入力・実施者への通知</p> <p>実績：平成13年度 現地確認員数 5名 確認員日額報酬 7,000円 (ただし、農協職員、行政関係者は無報酬)</p> <p>〔事業費〕 報償費等 98千円</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 現状の事務は、国の基準に従っており、特に調整を要しないため、事務の方法は今治市の例による。 次期対策では、水稲共済引受書との照合がメインとなり、現地確認は共済未加入者の水稲作付確認と産地づくり交付金の基準達成要件の確認となる。このため、次期対策に向けて16年度に再度新しい対策における事務の仕様の統一を図る必要がある。 なお、その場合は、市町村単独継ぎ足しは現行の4市町の合計額を上限とするよう努める。 確認員報酬日額は新市の「報酬及び費用弁償等支給条例」の日額を基準に統一する。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目	米の生産調整の取扱い	
事務・事業・制度名等	水田農業経営確立対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	平成16年度に産地づくり推進交付金として制度が改正されるため、新制度発足の際に交付基準、交付単価の一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
2.とも補償事業	<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施 内容：1)とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10×1/3千円/10a 2)とも補償加入申請報告の受理 3)米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4)加入申請者台帳の写しの受理 5)確認結果入力及び実施者への通知 6)書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし 実績：平成13年度 1)加入者数 1,613人 2)越智今治農協 43,489,242円 今治立花農協 7,376,645円</p> <p>〔事業費〕 既定予算で対応 (市単独一般事務費) 13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>	<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施 内容：1)とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10/3千円/10a 2)とも補償加入申請報告の受理 3)米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4)加入申請者台帳の写しの受理 5)確認結果入力及び実施者への通知 6)書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし 実績：平成13年度 1)加入者数 450人 2)越智今治農協 22,704,994円</p> <p>〔事業費〕 既定予算で対応 (村単独一般事務費) 13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>	<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施 内容：1)とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10×1/3千円/10a 2)とも補償加入申請報告の受理 3)米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4)加入申請者台帳の写しの受理 5)確認結果入力及び実施者への通知 6)書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし 実績：平成13年度 1)加入者数 435人</p> <p>〔事業費〕 既定予算で対応 (町単独一般事務費)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施 内容：1)とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10/3千円/10a 2)とも補償加入申請報告の受理 3)米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4)加入申請者台帳の写しの受理 5)確認結果入力及び実施者への通知 6)書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし 実績：平成13年度 1)加入者数 213人 2)越智今治農協 3,897,540円</p> <p>〔事業費〕 既定予算で対応 (町単独一般事務費) 13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既に国の基準、農協（全中）の業務仕様書に準拠して事務が行われているため、調整を要しないので今治市の例による。 次期対策では、とも補償制度は廃止され、産地づくり交付金に代わる可能性が高いため、16年度において事務の仕様を統一する必要がある。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	各種事務事業の取扱い	細項目	米の生産調整の取扱い		
事務・事業・制度名等	水田農業経営確立対策関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	平成16年度に産地づくり推進交付金として制度が改正されるため、新制度発足の際に交付基準、交付単価の一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	菊 間 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
8. とも補償事業	<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施</p> <p>内容：1) とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10×1/3千円/10a 2) とも補償加入申請報告の受理 3) 米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4) 加入申請者台帳の写しの受理 5) 確認結果入力及び実施者への通知 6) 書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし</p> <p>実績：平成13年度 1) 加入者数 581人 2) 越智今治農協 8,677,3281円</p> <p>〔事業費〕13年度決算額 既定予算（町単） 14年度予算額 既定予算（町単）</p>		<p>〔事務事業の名称〕 とも補償事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 とも補償事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日12農産第1936号）</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田農業経営確立対策の円滑な実施</p> <p>内容：1) とも補償基準 一般作物 20千円/10a 永年性、特例作物、景観形成 10千円/10a 調整水田 10×2/3千円/10a 保全管理 10×1/3千円/10a 2) とも補償加入申請報告の受理 3) 米の計画的生産の実施状況の確認結果等の提供 4) 加入申請者台帳の写しの受理 5) 確認結果入力及び実施者への通知 6) 書類の閲覧及び提供等の協力</p> <p>市町村単独高上げ：なし</p> <p>実績：平成13年度 1) 加入者数 43人 2) 越智今治農協 735,315円</p> <p>〔事業費〕13年度決算額 既定予算（町単） 14年度予算額 既定予算（町単）</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 既に国の基準、農協（全中）の業務仕様書に準拠して事務が行われているため、調整を要しないので今治市の例による。 次期対策では、とも補償制度は廃止され、産地づくり交付金に代わる可能性が高いため、16年度において事務の仕様を統一する必要がある。
				伯方町	
				該当なし	
				上浦町	
				該当なし	
				大三島町	
				該当なし	
				関前村	
				該当なし	

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	国庫補助事業		
事務・事業・制度名等	その他農業振興関連国庫補助事業等関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は朝倉村の例による。			調整方針確認日	
				平成 年 月 日	
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	調整の具体的内容	
3 中山間地域等直接支払交付金事業	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 朝倉村中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年8月30日朝産第436号）</p> <p>〔財源〕国庫補助金、県補助金及び村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象地域 特認地域（旧上朝倉村） 対象農用地 急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑等で15度以上） 2) 対象となる行為 耕作放棄の防止策を内容とする集落協定に基づき5年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等 4) 単価 1戸当りの受給額の上限は100万円 田 急傾斜 21,000円/10a 畑 急傾斜 11,500円/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 6) 13年度実績 協定締結集落数 7集落 参加人数延べ 129名対象面積 53ha</p> <p>〔交付金額〕 11,145千円 (国3,715千円、県3,715千円、村3,715千円) 13年度決算額 11,145千円 (国3,715千円、県3,715千円、村3,715千円) 14年度予算額 11,337千円 (国3,779千円、県3,779千円、村3,779千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 (村単独事業分：平成14年度より実施)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 朝倉村中山間地域等直接支払交付金交付要綱(平成14年6月28日朝産第614号)</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 内容 1) 対象農用地 協定農用地と一体となり多面的機能の確保を図ることが適切であるが、直接支払制度の対象とならない農用地 2) 単価 隣接する協定農用地と同一単価 3) 14年度予定 対象面積 563㎡</p> <p>〔交付予定金額〕 12千円(村12千円) 13年度決算額 未実施 14年度予算額 12千円(村12千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 玉川町中山間地域等直接支払交付金交付要綱</p> <p>〔財源〕 国庫補助金、県補助金、町補助金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象農地 急傾斜農地 田1/20以上 畑15度以上 緩傾斜農地 田1/100以上 畑8度以上 2) 対象となる行為 耕作放棄の防止策を内容とする集落協定に基づき5年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価 田 急傾斜 21,000/10a 緩傾斜 8,000/10a 畑 急傾斜 11,500/10a 緩傾斜 3,500/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 6) 13年度実績 協定締結集落数 17集落 参加人数 458人 対象面積 170ha</p> <p>〔交付金額〕 31,344千円 (国15,672千円、県7,836千円、町7,836千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業であり要綱に基づいて実施されているため、特に調整を要しないが、その方法については朝倉村の例による。 現行制度は、平成16年度までとなっているが更新される公算が高い。 朝倉村における単独助成分563㎡は、県の特認地域指定を受けたものであるため、制度が存続する間は助成を継続する。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	国庫補助事業		
事務・事業・制度名等	その他農業振興関連国庫補助事業等関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は朝倉村の例による。				調整方針確認日	
					平成 年 月 日	
具体項目	波方町	大西町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容	
3.中山間地域等直接支払交付金事業	該当なし	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 吉海町中山間地域等直接支払交付金交付要綱 〔財源〕国庫補助、県補助、町単独費 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。 内容 1) 対象地域：過疎 対象農地：急傾斜農地 田 1/20 以上 畑 15 度以上 緩傾斜農地 田 1/100 以上 畑 8 度以上 2) 対象となる行為：耕作放棄地の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 基準に該当する農地 畑 急傾斜地 14,645 m² 5) 13 年度実績：協定集落数 1 集落 協定参加者数 4 人 〔補助金等の額〕 168 千円 (国 84 千円、県 42 千円、町 42 千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金交付要綱 宮窪町中山間地域等直接支払交付金交付要綱 〔財源〕国庫補助金、県補助金、町単独費 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。 内容 1) 対象地域：過疎 対象農地：急傾斜農地 田 1 / 2 0 畑 1 5 度以上 2) 対象となる行為：耕作放棄地の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 拳体に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価：1 戸あたりの受給金額の上限は 1 0 0 万円 田 急傾斜 21,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10 a 5) その他：集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 6) 13 年度実績：協定締結集落数 3 集落 参加人数延べ 1 3 人 対象面積 6 ha 〔事業費〕 6 8 8 千円 〔交付金額〕 6 8 8 千円 (国 343 千円、県 172 千円、町 173 千円) 13 年度決算 688 千円、14 年度予算 688 千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業であり要綱に基づいて実施されているため、特に調整を要しないが、その方法については朝倉村の例による。 現行制度は、平成 1 6 年度までとなっているが更新される公算が高い。 朝倉村における単独助成分 563 m² は、県の特認地域指定を受けたものであるため、制度が存続する間は助成を継続する。 	

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	国庫補助事業	
事務・事業・制度名等	その他農業振興関連国庫補助事業等関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は朝倉村の例による。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
3.中山間地域等直接支払交付金事業	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 伯方町中山間地域等直接支払交付金 〔財源〕国庫補助金、県補助金、町単独費 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象地域：過疎 対象農地：急傾斜農地 田 1/20 以上 畑 15 度以上 緩傾斜農地 田 1/100 以上 畑 8 度以上 2) 対象となる行為：耕作放棄地の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価(1 戸当り受給額の上限は 100 万円) 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 6) 13 年度実績 協定締結集落数 1 集落 参加人数 2 人 対象面積 1.1753ha 〔交付金額〕 135,159 円 (国 67,579 円、県 33,789 円、町 33,791 円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 〔財源〕国庫補助金、県補助金 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象地域：過疎 対象農地：急傾斜農地 田 1/20 以上 畑 15 度以上 関係者農地 田 1/100 以上 畑 8 度以上 2) 対象となる行為 耕作放棄の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価 1 戸当たりの受給金額の上限は 100 万円 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 6) 13 年度実績 協定締結集落数 5 集落 参加人数 70 人 対象面積 17.4ha 〔交付金額〕 1,979 千円 (国 989 千円、県 495 千円、町 495 千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 〔財源〕国庫補助金、県補助金 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象地域：過疎 対象農地：急傾斜農地 田 1/20 以上 畑 15 度以上 関係者農地 田 1/100 以上 畑 8 度以上 2) 対象となる行為 耕作放棄の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動 3) 対象者 協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価 1 戸当たりの受給金額の上限は 100 万円 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める 内容： 〔協定数〕 4 集落（参加者 10 名） 〔対象面積〕 58,326㎡（急傾斜、畑） 〔事業費〕 671 千円 〔交付金の額〕 671 千円 (国 335 千円、県 168 千円、町 168 千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 中山間地域等直接支払交付金事業 〔補助金交付金等の名称〕 中山間地域等直接支払交付金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 中山間地域等直接支払交付金実施要領等 関前村中山間地域等直接支払交付金交付要領（平成 12 年 9 月 1 日） 〔財源〕国庫補助金、県補助金、村単独費 〔目的内容等〕 目的：耕作放棄地の増加等により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する。</p> <p>内容 1) 対象地域 特定農山村法、離島振興法、過疎法 対象農地 急傾斜農地 畑 15 度以上 緩傾斜農地 畑 8 度以上 2) 対象となる行為 耕作放棄の防止策を内容とする集落協定に基づき 5 年以上継続される農業生産活動や多面的機能を増進する活動。 3) 対象者：協定に基づく農業生産活動を行う農業者等 4) 単価 1 戸当たりの受給金額の上限は 100 万円 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 5) その他 集落協定違反の場合は、交付金の返還を求める。 6) 13 年度実績 協定締結集落数 17 集落 参加人数 延べ 157 人 個別協定 1、個別 1 人 〔交付金額〕 4,247,384 円 〔国 2,123,687 円 県 1,061,061 円 村 1,061,859 円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業であり要綱に基づいて実施されているため、特に調整を要しないが、その方法については朝倉村の例による。 現行制度は、平成 16 年度までとなっているが更新される公算が高い。 朝倉村における単独助成分 563 ㎡は、県の特認地域指定を受けたものであるため、制度が存続する間は助成を継続する。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
4 農業近代化資金利子補給	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（市単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 今治市農業近代化資金の利子補給に関する条例（昭和37年10月12日条例第32号） 今治市農業振興地域の整備にかかる農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和53年月日要綱第 号） 今治市中核農家育成事業に係る農業近代化資金利子補給要綱（平成4年6月5日）</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化と農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を經由し利子補給申請 2）関係機関との協議、県の承認</p> <p>〔事業費〕13年新規融資額53,308千円（暦年） 13年利子補給金3,562千円（暦年） 13年末償還残高361,508千円（暦年） 14年度予算額（一般4,351千円） （農振 796千円） （中核 529千円）</p> <p>〔市単独嵩上げ助成〕 1．農振資金 目的：農振農用地へ供する資金の融通の円滑化を図る 内容：1）13年末償還残高 114,274千円 2．中核資金 目的：中核農家への資金の融通の円滑化を図る 内容：1）13年度償還残高 69,452千円</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（村単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 朝倉村農業近代化資金利子補給要綱（昭和53年4月1日要綱第1号） 朝倉村中核農家育成事業に係る農業近代化資金利子補給要綱（平成7年7月1日） 朝倉村認定農業者及び中核農家に係る農業近代化資金利子補給要綱（平成10年）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業を営む者の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を經由し利子補給申請 2）関係機関との協議、県の承認</p> <p>〔事業費〕13年新規融資額13,950千円（暦年） 13年利子補給金1,160千円（暦年） 13年末償還残高93,314千円（暦年）</p> <p>13年度決算額1,160千円 14年度予算額1,200千円</p> <p>〔村単独嵩上げ助成〕 1．認定農業者・中核農家 目的：資金の融通の円滑化を図る 内容：最高1.5%の利子補給</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 玉川町農林漁業振興事業資金の利子補給に関する条例</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を經由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認</p> <p>〔事業費〕13年新規融資額1,490千円（暦年） 13年利子補給金 508千円（暦年） 13年末償還残額 43,698千円（暦年）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を經由し利子補給申請 2）関係機関との協議、県の承認</p> <p>〔事業費〕13年新規融資額470千円（年単位） 13年利子補給金396千円（年単位） 13年末償還残高34,602千円（暦年） 14年度予算額617千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業である部分は国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 ・ 単独嵩上げ助成についても今治市の例により全市町村に拡大する。 ・ その際の内容は、農振資金、中核資金とし、嵩上げ利率は借入者の最終借入利率が1%を下回らない範囲で、最高1%までの利子補給を行うものとする。 ・ 関前村単独の自作農資金に対する利子補給については、農業委員会分科会において調整する。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	菊 間 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
4 農業近代化資金利子補給	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 大西町農林漁業振興事業資金の融通に関する条例（昭和37年3月20日条例第6号） 大西町農林漁業振興事業資金利子補給金交付要綱（昭和37年3月20日規則第3号） 大西町農林漁業振興事業資金利子補給契約書（昭和38年8月7日条例第14号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者、林業者及び漁業者並びにその組織する団体に対し、低利資金の融資を円滑にする措置を講じて農林漁業者の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資すること。 内容：1）農協を経由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認</p> <p>〔事業費〕 13年新規融資額 8,220千円（年単位） 13年利子補給金 672.7千円（年単位） 13年末償還残高 2,477千円（年単位）</p> <p>13年度決算額 672.7千円 14年度予算額 657千円</p>		<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 吉海町農林漁業振興事業資金の利子補給に関する条例（昭和36年12月5日条例第13号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を経由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認</p> <p>〔事業費〕 13年利子補給金 149千円（年単位） 13年末償還残高 13,427千円（暦年）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 宮窪町農業近代化資金の利子補給交付規程（昭和47年6月30日規程第2号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を経由し利子補給申請 2）関係機関との協議、県の承認</p> <p>〔事業費〕13年新規融資額 5,250千円（暦年） 13年利子補給金 86千円（年単位） 13年末償還残高 10,909千円（暦年）</p> <p>〔町単独嵩上げ助成〕 該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業である部分は国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 ・ 単独嵩上げ助成についても今治市の例により全市町村に拡大する。 ・ その際の内容は、農振資金、中核資金とし、嵩上げ利率は借入者の最終借入利率が1%を下回らない範囲で、最高1%までの利子補給を行うものとする。 ・ 関前村単独の自作農資金に対する利子補給については、農業委員会分科会において調整する。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
4 農業近代化資金利子補給	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 伯方町農林漁業振興事業資金の融通に関する条例（昭和36年12月6日条例第17号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を経由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認 4）毎年1%の利子補給</p> <p>〔事業費〕 13年新規融資額 240千円（年単位） 13年利子補給金 363千円（年単位） 13年末償還残高34,317千円（暦年）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領 上浦町農業振興融資資金の利子補給に関する条例（昭和37年9月29日条例第128号の2）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を経由し利子補給申請 2）関係機関との協議、県の承認</p> <p>〔事業費〕 13年利子補給金 263千円（年単位） 13年末未償還残高23,204千円（年単位）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（市単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 愛媛県農業近代化資金融資要領</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業者及び農業生産法人の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資すること 内容：1）融資機関を経由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認</p> <p>〔事業費〕 13年新規融資額 1,540千円（年単位） 13年利子補給金 57千円（年単位） 13年末償還残高 2,829千円（年単位）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業近代化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業近代化資金利子補給等補助金（村単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業近代化資金助成法（昭和36年11月10日法律第202号） 愛媛県農業近代化資金融資要綱 関前村農林漁業振興事業資金の利子の補給に関する条例（昭和53年12月26日条例第17号）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農林漁業の経営の近代化と合理化を図り、もってその振興に資する。 内容：1）金融機関を経由し、利子補給の申請 2）関係機関との協議 3）県の承認</p> <p>〔事業費〕 13年度 新規融資額 1,030千円 利子補給金 44千円 未償還金残高 3,112千円</p> <p>〔村単独嵩上げ助成〕 1. 自作農資金利子補給 目的：平成3年19号台風による被害のための自作農資金借入金の利子補給</p> <p>〔事業費〕 13年度 利子補給金 3,059千円 未償還金残高 70,659千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業である部分は国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 ・ 単独嵩上げ助成についても今治市の例により全市町村に拡大する。 ・ その際の内容は、農振資金、中核資金とし、嵩上げ利率は借入者の最終借入利率が1%を下回らない範囲で、最高1%までの利子補給を行うものとする。 ・ 関前村単独の自作農資金に対する利子補給については、農業委員会分科会において調整する。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
5 スーパーL資金関係事務	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 今治市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成13年4月1日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内（据置10年以内） 貸付限度額個人1.5億円、法人5億円</p> <p>3) 利子補給の内容 ・融資実績 平成13年度 認定農家4名 利子補給額2,883,382円</p> <p>4) 今治市特別融資制度推進会議 構成員...市、県、普及センター、農協、農林漁業金融公庫</p> <p>5) 市単独嵩上げの内容 最終的に本人負担を1%にするために必要な上乗率</p> <p>〔事業費〕 2,883千円 （県555千円、市2,328千円） 13年度決算額2,883千円 （県555千円、市2,328千円） 14年度予算額3,441千円 （県1,170千円、市2,271千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 朝倉村農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成7年7月1日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内（据置10年以内） 貸付限度額個人1.5億円、法人5億円</p> <p>3) 利子補給の内容 ・融資実績 平成13年度 認定農家1名 利子補給額144,784円</p> <p>4) 朝倉村特別融資制度推進会議 構成員...村、村農業委員会、県、普及センター、農協、農林漁業金融公庫他</p> <p>5) 村単独嵩上げの内容 最終的に本人負担を1%にするために必要な上乗率</p> <p>〔事業費〕 145千円 （県24千円、村121千円） 13年度決算額145千円（県24千円、村121千円） 14年度予算額126千円（県21千円、村105千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内（据置10年以内） 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円</p> <p>3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 波方町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱（平成13年4月1日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1.85% （うち利子補給0.65%〔農山漁村振興基金0.32%、県0.16%、町0.16%〕、平成14年8月現在） 償還年数 25年以内（据置10年以内） 貸付限度額個人1.5億円、法人5億円</p> <p>3) 利子補給の内容 ・融資実績 平成13年度 認定農家1名 利子補給額221,763円 借入者利率 3.5%（うち利子補1.5%〔農山漁村振興基金1.5%、県0.25%、町0.25%〕、平成8年度） 平成13年度に2件新規融資（償還据置期間中）</p> <p>4) 波方町特別融資制度推進会議 構成員...町、県、普及センター、農協、農林漁業金融公庫ほか</p> <p>〔事業費〕 222千円 （うち県利子補給補助金111千円） 13年度決算額222千円（県111千円） 14年度予算額203千円（県101千円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業部分は、国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 単独嵩上げ助成については、今治市の例により全市町村に拡大する。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
5 スーパーL資金関係事務	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>		<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 今治市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱(平成13年4月1日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 ・融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額個人1.5億円、法人5億円 2) 利子補給の内容 3) 融資実績 平成13年度 なし</p> <p>〔事業費〕 0千円(県 0千円、市0千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助事業部分は、国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 単独嵩上げ助成については、今治市の例により全市町村に拡大する。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	制度融資	
事務・事業・制度名等	農畜産業関連制度融資関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。ただし、市町村の単独嵩上げについては新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
5 スーパーL資金関係事務	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業経営基盤強化資金利子補給費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱 (平成6年6月29日)</p> <p>〔財源〕 県補助金及町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業経営改善計画の認定を受けた農業者が実施する経営改善を支援するため、長期的利子補給を行う。</p> <p>内容 1) 借入資格 認定農家 2) 融資条件 利率 借入者1% 償還年数 25年以内(据置10年以内) 貸付限度額 個人1.5億円 法人 5億円 3) 利子補給の内容 4) 融資実績 なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助事業部分は、国の基準に基づいて行われているため、特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 ・ 単独嵩上げ助成については、今治市の例により全市町村に拡大する。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	市町村単独補助事業	
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	朝市の実施については継続するものとし、助成のための基準や助成額については新市で調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今治市	朝倉村	玉川町	波方町	調整の具体的内容
6. 朝市、ふれあい市等 開催助成	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 あさくらふれあい市開催事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 あさくらふれあい市開催事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：ふれあい市の開催により地域消費者との交流を推進し、村内生産者の自主販売能力の向上を図る。</p> <p>1) 名称 朝倉ふれあい市実行委員会 2) 会員数 20名 3) 実施内容 市の開催 消費者との交流 消費者ニーズの把握、生産者育成、他地域取り組み等の研修</p> <p>〔事業費〕 624千円 〔補助金等の額〕 100千円（村単独費） 13年度決算額624千円（村100千円） 14年度予算額600千円（村100千円）</p>	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 町民ふれあい市開催助成</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 町民ふれあい市開催費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 波方町ふれあい市実行委員会関係者で組織し、生鮮食料品等を生産者に適正で安定した価格で流通の円滑化を図る。</p> <p>1) 名称 波方町ふれあい市実行委員会 2) 交付先 越智今治農協 3) 会員数 28名 4) 事務局 越智今治農協 5) 実施内容 ふれあい市のお買い物袋代の助成 出荷資材等の助成</p> <p>〔事業費〕 240千円 〔補助金等の額〕 120千円（町単独費） 13年度決算100千円（町50千円） 14年度予算240千円（町120千円）</p>	<p>・それぞれの朝市は存続するが、新市において統一的な助成基準を設け、その基準に基づいた助成を行うこととする。</p>
	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	
	該当なし		<p>〔事務事業の名称〕 町民ふれあい市開催助成</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 町民ふれあい市開催費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔交付先〕 越智今治農協</p> <p>〔事業費〕 120千円 〔補助金等の額〕 120千円（町単独費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 みやくぼの漁師市</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 漁師市実行委員会</p> <p>〔財源〕 なし</p> <p>〔目的内容等〕 目的：宮窪で生産される特産品等を地元消費者に知ってもらうとともに生産者と消費者との相互理解と連帯意識を高める。また観光客に町の良さを紹介し地域の活性化の一助とする。</p> <p>内容：朝市の開催</p> <p>〔事業費〕 0千円 〔補助金等の額〕 0千円</p>	
	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	
該当なし	該当なし (観光分科会で調整) 予定	該当なし	該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目			細項目		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行のまつりを継続する。実施方法、助成方法については新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
7. 市町村産業（農業） まつり等実施	該当なし	該当なし	<p>（事務事業の名称） 玉川ふれ愛まつり</p> <p>[補助金・交付金等の名称] 助玉川ふれ愛まつり負担金（産業部門分）</p> <p>[根拠] なし</p> <p>[財源] 町単独費</p> <p>[目的・内容等] 目的：農産物を広く紹介し、消費者との相互交流を図ることによって、玉川町農業に対する理解と親しみを深めることにより、限りなき未来へたゆまなく発展し、また活性化に資することを目的に開催する。</p> <p>内容：○優良農産物展示、即売コーナー ○林業コーナー（木工品等即売） フリーマーケット 各種バザー もちつき、もちまき他</p> <p>[事業費] 800,000円 (町 450,000円、農協 300,000円、森林組合 50,000円)</p> <p>[補助金の額] 町 450,000円、農協 300,000円 森林組合 50,000円</p> <p>[交付先] 玉川町営農指導推進協議会</p>	<p>（事務事業の名称） 波方町産業文化祭</p> <p>[補助金・交付金等の名称] 波方町産業文化祭開催補助金</p> <p>[根拠法令、要綱、要領等] なし</p> <p>[目的・内容等] 目的：波方町の活力ある産業と文化の創造をめざすことを目的として開催する</p> <p>内容 ○前夜祭 バラエティーショー（歌・曲芸・漫才等） 農産物品評会及び即売 町内で生産された農産物の展示を行い優良農産物の推奨 青空市 農産物・水産物・ジャコ天の実演販売・農機具等の販売 魚レース 商工会物産販売 作品展 小・中学生の絵画、習字、工作などの作品展示 一般の手芸、工芸、絵画、生花などの作品展示 船舶展 魚食普及推進コーナー お茶会、菊花展、七宝焼体験コーナー、掘り出し市 芸能発表会 健康広場 バザーコーナー 婦人会(うどん・おでん・ちらし寿司等)、青年団(綿菓子・ポップコーン)、商工会(焼きそば)、生活改善グループ(いなり寿司・赤飯・みそ)、JA婦人部(たこ焼き・やきもち)、JA畜産部(バーベキュー)、青年農業者会(焼き鳥)等 福引き もちまき</p> <p>[主催] 波方町・町教育委員会・町公民館 [後援] 町内8団体 [事業費] 5,500千円 13年度決算額4,000千円 14年度予算額5,500千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市移行後もそれぞれのイベントは当分の間継続する。 ・ 新市としての統一感を醸成するため開催日の統一やリレー開催などの工夫が必要である。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行のまつりを継続する。実施方法、助成方法については新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	菊 間 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
7.市町村産業（農業） まつり等実施	<p>（事務事業の名称） 大西町農業まつり</p> <p>[補助金・交付金等の名称] 大西町団体事業補助金（農業まつり補助）</p> <p>[根拠] 大西町各種補助団体への補助金交付内規</p> <p>[目的・内容等] 目的：農産物価格の低迷、高齢化、後継者不足による農業離れが進んでいるなかで、その年に生産された農産物を出品し、相互に評価し合うことによる生産意欲の高揚と、各種イベントを通じて消費者との交流を図ることを目的に開催する。</p> <p>内容：○農産物品評会 ○チビッ子絵画展 各種資料の展示 柑橘数当てクイズ ○出品物即売 各種農業関係団体による出店 等</p> <p>主催 越智今治農協 後援 大西町、東予農業共済組合</p> <p>[事業費] 1,443千円 [補助金等の額] 700千円（町単独費） （14年度：700千円 町単独費）</p> <p>13年度決算額700千円（町単独費） 14年度予算額700千円（町単独費）</p>		<p>（事務事業の名称） 吉海町農業祭助成事業</p> <p>[補助金・交付金等の名称] 吉海町農業振興協議会（農業まつり補助）</p> <p>[根拠] 吉海町農業振興協議会規約</p> <p>[目的・内容等] 目的：町とJAの共催で、7月と1月に農業祭を開催し、生産者と消費者が交流を深めることを目的とする。</p> <p>内容：○農産物品評会 ○農産物即売</p> <p>主催 吉海町、越智今治農協</p> <p>[事業費] 700千円 [補助金等の額] 350千円（協議会費）</p> <p>13年度決算額350千円（町単独費） 14年度予算額350千円（町単独費）</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市移行後もそれぞれのイベントは当分の間継続する。 ・ 新市としての統一感を醸成するため開催日の統一やリレー開催などの工夫が必要である。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行のまつりを継続する。実施方法、助成方法については新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
7.市町村産業（農業）まつり等実施	<p>（事務事業の名称）農林水産業まつり [補助金・交付金等の名称] ふるさと品評会実行委員会補助金（アグリフェスタ開催費用） [根拠] 伯方町農林水産商工補助金交付要綱 [目的・内容等] 目的：ふるさと品評会は、特産の一つである農産物を広く紹介し、消費者との相互交流を図ることによって、伯方町農業に対する理解と親しみを深めることにより、限りなき未来へたゆまなく発展し続ける「ふるさと：伯方」の活性化に資することを目的に開催する。</p> <p>内容 ○ふるさと品評会表彰 優れた柑橘、花、野菜等の栽培者の方々の表彰 ○中学生ポスター展 伯方の産業・米消費者拡大ポスター等の展示 各グループ及び個人による生産品・工芸品等展示会 ○展示品即売市 生産者自慢の出品を安価で販売する。 ○バザーコーナー ・婦人会・JA女性部・生活研究グループ） ・母子家父福祉会・林業女性部 ・農業後継者・その他 （各グループで協同即売） ・農機具コーナー・ポン菓子コーナー ○しょうが湯コーナー（JA女性部） ○主催 伯方町・伯方町農業祭実行委員会・伯方町農林業振興協議会 ○後援（8団体） 伯方島一周駅伝大会と同時開催を行っており、伯方町の基幹産業の一つである農業の一大イベントとして実施している。 [事業費] 1,000,000円</p>	<p>（事務事業の名称） 上浦ふるさと産業文化まつり [補助金・交付金等の名称] 上浦ふるさと産業文化まつり補助金 [根拠] なし [目的・内容等] 目的：町の特産品である果実品評会、新品種、優良品種、柑橘資料を広く紹介し、生産物の品質向上、生産性の高い産業への展開を図るなど地場産業の活性化を推進。また、文化協会による演劇発表など文化活動を推進することによって、上浦町内はもとより来訪者との交流を図ることを目的に開催する。</p> <p>内容：○ふるさと品評会表彰 優れた柑橘の栽培者の表彰 ○小中学生絵画、書道の展示 各グループ及び個人による生産品・工芸品等展示会 展示品即売市（フリーマーケット） ○バザーコーナー ・婦人会・生活研究グループ・農業後継者・漁協・農協等各種団体による即売 ○主催 上浦町・上浦町農水産業対策推進協議会 ○共催（財）愛媛県市町村振興協議会 [事業費] 2,083,000円 [補助金の額] 1,000,000円 （（財）愛媛県市町村振興協議会助成金）</p>	<p>（事務事業の名称）大三島町産業文化祭 [補助金・交付金等の名称] なし [根拠] なし [目的・内容等] 目的：産業と文化の振興を図る 内容 ○果実品評会・優良品種展示・農事相談 ○文化協会芸能発表会 文化協会各部及び個人による生産品・工芸品等展示会 健康福祉展 ○バザーコーナー（婦人会・生活研究グループ等） ○農協・漁協・商工会コーナー ○小中学生書道絵画展 その他客寄せ行事（キャラクターショー・福引き・景品付きもちまき・県警音楽隊） [事業費] 3,500千円</p>	<p>（事務事業の名称） 関前村産業文化祭 [補助金・交付金等の名称] みかん品評会 [根拠] なし [目的・内容等] 目的：農業者の生産意欲向上のため 内容：優秀柑橘栽培者2名を表彰 [事業費] 20千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市移行後もそれぞれのイベントは当分の間継続する。 ・ 新市としての統一感を醸成するため開催日の統一やリレー開催などの工夫が必要である。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行の事業を引き続き実施する。				調整方針確認日	
					平成 年 月 日	
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	宮 窪 町	調整の具体的内容	
8 農協まつり運営補助	<p>〔事務事業の名称〕 農協まつり運営補助</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農協まつり運営費補助金（市単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>○越智今治農協まつり 目的：農産物の即売を通して生産者と地域住民との交流を深めるとともに、JA越智今治管内の農産物のPRを図る</p> <p>内容：1）まつりの内容 農産物及び加工品の即売 農産物の展示及びセリ パネル展示 その他イベント</p> <p>〔事業費〕 3,500千円 〔補助金等の額〕 800千円（市単独費）</p> <p>○今治立花農協まつり 目的：地域住民との交流を深め、地域への貢献をモットーに生産者が農産物を即売、安心・安全食品供給の啓発と併せて農協事業のPRを図る</p> <p>内容：1）まつりの内容 農産物の即売 一般展示 バザー その他</p> <p>〔事業費〕 1,020千円 〔補助金等の額〕 200千円（市単独費）</p> <p>13年度決算額1,020千円（市200千円） 14年度予算額1,020千円（市200千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農協まつり運営補助</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農協まつり運営費補助金（村単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>○越智今治農協まつり 〔目的内容等〕 目的：農産物の即売を通して生産者と地域住民との交流を深めるとともに、JAおちいまばり管内の農産物のPRを図る</p> <p>内容：1）まつりの内容 農産物及び加工品の即売 農産物の展示及びセリ パネル展示 その他イベント</p> <p>〔事業費〕 3,500千円 〔補助金等の額〕 200千円（村単独費）</p> <p>13年度決算額3,500千円（村200千円） 14年度予算額3,500千円（村200千円）</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今治市の例による。 ・ 新市主催の農業まつりを農協と共催する町村分については新市において別途調整する。 	
			波 方 町	伯 方 町		
			該 当 な し	該 当 な し		
			大 西 町	上 浦 町		
			該 当 な し	該 当 な し		
			菊 間 町	大 三 島 町		
			該 当 な し	該 当 な し		
			吉 海 町	関 前 村		
			吉海町農業振興協議会にて	該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目		
事務・事業・制度名等	農政事務		担当部会名等		産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事務を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。なお、合併後速やかに農業振興地域整備計画の見直しを行う。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
9 農業振興地域整備促進事業（一般管理）	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 25件（15,829㎡） 13年度編入 0件（0㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積（1,614㎡） 農用地区域面積（1,157㎡） 3）実施年度 平成13～14年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕12年度 309千円（市単独費） 13年度 200千円（市単独費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 7件（4,759㎡） 13年度編入 1件（1,371㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積（1,320㎡） 農用地区域面積（615㎡） 3）実施年度 平成13～14年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕 規定予算で対応 （村単独一般事務費）</p> <p>13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 16件（11,532㎡） 13年度編入 0件（0㎡） 2）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕 規定予算で対応 （村単独一般事務費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 3件（1,317㎡） 13年度編入 1件（1,567㎡） 2）実施年度 平成10年度 3）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕12年度 0千円（町単独費） 13年度 0千円（町単独費）</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づいて事務が行われているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目		
事務・事業・制度名等	農政事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	現行の事務を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。なお、合併後速やかに農業振興地域整備計画の見直しを行う。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
9 農業振興地域整備促進事業（一般管理）	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 8件（3,874㎡） 13年度編入 3件（2,207㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積 農用地区域面積 3）実施年度 平成14～15年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>		該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 2件（709㎡） 13年度編入 0件（0㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積（㎡） 農用地区域面積（㎡） 3）実施年度 平成13～14年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕12年度 千円（町単独費） 13年度 千円（町単独費）</p>	<p>・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づいて事務が行われているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	各種事務事業の取扱い		細項目		
事務・事業・制度名等	農政事務		担当部会名等		産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	現行の事務を引き続き実施するものとし、その方法は今治市の例による。なお、合併後速やかに農業振興地域整備計画の見直しを行う。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
9 農業振興地域整備促進事業（一般管理）	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 0件（0㎡） 13年度編入 0件（0㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積（0㎡） 農用地区域面積（0㎡） 3）実施年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕12年度 0千円（町単独費） 13年度 0千円（町単独費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 2件（820㎡） 13年度編入 0件（㎡） 2）実施年度 平成13～14年度 3）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業振興地域整備促進事業（一般管理）</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p> <p>〔財源〕 市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：個別除外による農業振興地域整備計画の変更</p> <p>内容：1）農用地利用計画の変更 13年度除外 1件（321㎡） 13年度編入 0件（0㎡） 2）農業振興地域管理状況報告見直しの内容 振興地域面積（2,092ha） 農用地区域面積（1,115ha） 3）実施年度 平成11年度 4）事務の内容 除外申請受付 庁内審査会開催 関係機関との協議（意見書聴取） 県協議及び公告手続き等</p> <p>〔事業費〕 既存町単独費</p>	該当なし	・農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）に基づいて事務が行われているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金等の取扱い	細項目	団体運営費補助金		
事務・事業・制度名等	12.各種団体・協議会		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	新市の協議会として一本化を図り、必要に応じて旧市町村単位に地区協議会を設置する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
10. 農業振興団体連絡協議会助成（事業部門）	<p>〔事務事業の名称〕 今治市食料・農業振興協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 今治市食料・農業振興協議会補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕なし</p> <p>〔目的内容等〕 安全な農産物の安定供給と農業生産の持続的発展、農地の多面的な機能の発現を通して地域農業の振興と農業経営の安定を図る</p> <p>〔交付先〕今治市食料・農業振興協議会</p> <p>〔補助金等の額〕2,790千円（市単独費）</p> <p>13年度決算額2,790千円（市10/10） 14年度予算額2,790千円（市10/10）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 朝倉村営農指導協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 朝倉村営農指導協議会活動費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕なし</p> <p>〔目的内容等〕 農業団体相互の情報交換及び営農推進の方向を検討し、村農業の持続的発展、農業振興を図る。</p> <p>〔交付先〕朝倉村営農指導協議会</p> <p>〔事業費〕13年度160千円</p> <p>〔補助金等の額〕80千円（村）、80千円（農協）</p> <p>13年度決算額160千円（村80千円、農協80千円） 14年度予算額160千円（村80千円、農協80千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 玉川町営農指導推進協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 玉川町営農指導推進協議会補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 各種団体等に対する活動補助金等交付要綱</p> <p>〔目的内容等〕 町内の農業振興と自立経営農業のための指導援助を図り、農業者が積極的に生産活動を行い近代的経営基盤を確立し、社会経済的地位の確立と町内の農業推進を図る。</p> <p>〔交付先〕玉川町営農指導推進協議会</p> <p>〔事業費〕13年度4,063千円</p> <p>〔補助金等の額〕3,000千円 （町1,500千円、農協1,500千円）</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 新市の協議会に一本化し、既存の協議会はそれぞれの地区協議会としてその下部組織とする。 現行の下部組織や農協への団体運営費補助金は、協議会からの支出でなく、新市から直接交付するよう改める。 また、事業活動を実施している場合は、その内容を整理し、できるだけ農協事業、新市直営事業に振り替える。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金等の取扱い	細項目	団体運営費補助金		
事務・事業・制度名等	12.各種団体・協議会		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	新市の協議会として一本化を図り、必要に応じて旧市町村単位に地区協議会を設置する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
10. 農業振興団体連絡協議会助成（事業部門）	<p>〔事務事業の名称〕 大西町農林漁業振興協議会</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 大西町農林漁業振興協議会規則（昭和61年10月17日規則第6号）</p> <p>〔目的内容等〕 目的：町長の諮問に応じ、農村社会における高齢化、兼業化、混住化等の問題に対処しつつ地域農林漁業の振興を図る</p> <p>1) 名称 大西町農林漁業振興協議会 2) 構成 町長、助役、議会議長、担当委員会委員長、副委員長、農協支所長、漁業組合長、森林組合理事、農業委員長または職務代理者、その他町長が必要が必要と認めたる者</p> <p>〔事業費〕既定予算で対応〔町単独費〕</p> <p>13年度決算額 既定予算 14年度予算額 既定予算</p>		<p>〔事務事業の名称〕 吉海町農業振興協議会</p> <p>〔補助金交付金〕 〔根拠法令、要綱、要領等〕 吉海町農業振興協議会規約 吉海町農業活性化対策事業実施要綱 吉海町農地流動化奨励金交付要綱</p> <p>〔目的内容等〕 中核的農家等の育成健全化と農業の振興を図るとともに農業融資制度の円滑適正な運営を行うことを目的とする。</p> <p>〔交付先〕吉海町農業振興協議会</p> <p>事業内容(平成14年度予算額6,473千円)</p> <p>1) 農地流動化奨励事業 1,200千円 2) ハウス導入助成事業 1,200千円 3) ハウス加温機導入助成事業 1,200千円 4) タイベックマルチ導入助成事業 200千円 5) パーク堆肥購入助成事業 163千円 6) デコボン被覆資材助成事業 200千円 7) 農業生産組織育成事業 380千円 8) 良質米生産対策助成事業 240千円 9) 生産研究グループ連絡協議会育成事業 100千円 10) 荒廃農地改善対策事業 825千円 11) 認定農業者協議会助成事業 175千円 12) 有害鳥獣駆除甲種免許取得費 95千円 13) 岩城分場参観デー助成事業 60千円 14) 吉海町農業祭助成事業 350千円 15) 吉海町農業振興協議会経費 35千円</p>	<p>〔事務事業の名称〕 宮窪町農業振興推進協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 宮窪町農業振興協議会補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕なし</p> <p>〔目的内容等〕 中核的農家等の育成健全化と宮窪町の農業の振興を図るとともに農業補助金制度の円滑適正な運営を行うことを目的とする</p> <p>〔交付先〕宮窪町農業振興推進協議会</p> <p>〔補助金等の額〕 4,375千円（町単独費）</p> <p>13年度決算額 4,375千円 14年度予算額 4,375千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新市の協議会に一本化し、既存の協議会はそれぞれの地区協議会としてその下部組織とする。 現行の下部組織や農協への団体運営費補助金は、協議会からの支出でなく、新市から直接交付するよう改める。 また、事業活動を実施している場合は、その内容を整理し、できるだけ農協事業、新市直営事業に振り替える。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金等の取扱い	細項目	団体運営費補助金			
事務・事業・制度名等	12.各種団体・協議会		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）		
基本調整方針	新市の協議会として一本化を図り、必要に応じて旧市町村単位に地区協議会を設置する。				調整方針確認日	
					平成 年 月 日	
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容	
10. 農業振興団体連絡協議会助成（事業部門）	<p>〔事務事業の名称〕 伯方町農林業振興協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 伯方町農林業振興協議会補助金（町単独）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 伯方町農林業振興協議会規約（平成14年8月6日）</p> <p>〔目的内容等〕 目的：伯方町内の中核的農家等の育成健全化を図るとともに、地域農林業の振興を図ることを目的とする。</p> <p>内容 1) 名称 伯方町農林業振興協議会 2) 構成 地方公共団体、農業関係団体、林業関係団体、生活研究グループ、その他会長が委員とすることを適当と認める個人又は団体 3) 会長 伯方町長（委員数 23名） 4) 活動内容 地域農林業振興に関する企画総合調整 中核的農家等の育成と健全化対策 高度技術の研究ならびに連携 生活研究対策 5) 事業内容（平成14年度） 経営改善推進事業 事業費150千円 不良系統伐根改植事業 20千円 農機具貸出事業 20千円 研修事業 5千円 作業受託助成事業 10千円 愛媛産業文化祭への参加 20千円 認定農業者協議会助成事業 5千円 生活研究対策事業 25千円</p> <p>〔平成13年度事業費〕 3,000千円 〔平成14年度予算額〕 2,000千円 (町単独費)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 上浦町農水産業対策推進協議会補助金</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 同上</p> <p>〔根拠要綱、要領等〕 上浦町補助金交付規定</p> <p>〔目的内容等〕 町内諸産業の振興と団体活動を円滑にし、より効果的な発展を促進する。</p> <p>〔対象事業〕 1) 公共性を有し地域開発に寄与するもの 2) 団体活動の振興を図るための事業</p> <p>〔事業費〕 1,009千円 〔補助金等の額〕 1,009千円 *予算は毎年5,000千円とする。</p>	<p>〔事務事業の名称〕 大三島町農業振興推進協議会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 大三島町農業振興推進協議会補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 大三島町各種団体活動補助金交付要綱</p> <p>〔目的内容等〕 目的：生産から販売まで一貫した基本方針で自立農家の形成に努め地域の農業経営の振興を図る</p> <p>内容 1) 名称 大三島町農業振興推進協議会 2) 構成 生産者 3) 会長 藤原昌克（会員数 98名） 4) 活動内容 ・自立農家への推進 ・地域ブランド品作りの検討と実践等 ・先進地視察研修の実施</p> <p>〔事業費〕 13年度1,011千円 〔補助金等の額〕 300千円（町単独費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 大三島町農業振興検討委員会</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 なし</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：町農政施策についての検討</p> <p>内容 1) 名称 大三島町農業振興検討委員会 2) 構成 町、町議会、農委、農協、普及センター、生産者代表 3) 会長 農業委員長（委員数 13名） 4) 活動内容 町農政施策についての検討</p> <p>〔事業費〕 既定予算で対応（町単独費）</p>	<p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市の協議会に一本化し、既存の協議会はそれぞれの地区協議会としてその下部組織とする。 ・ 現行の下部組織や農協への団体運営費補助金は、協議会からの支出でなく、新市から直接交付するよう改める。 ・ また、事業活動を実施している場合は、その内容を整理し、できるだけ農協事業、新市直営事業に振り替える。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金等の取扱い	細項目	団体運営費補助金		
事務・事業・制度名等	12.各種団体・協議会		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	新市の協議会として一本化を図り、必要に応じて旧市町村単位に地区協議会を設置する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	伯方町	今治市	吉海町	調整の具体的内容
11. 農業振興団体連絡協議会助成(企画立案部門)	〔事務事業の名称〕大西町農業振興会議 〔補助金交付金等の名称〕大西町農業振興会議負担金(町単独) 〔根拠法令、要綱、要領等〕なし 〔目的内容等〕 目的：地域の特性を生かした営農指導のあり方を研究し、農家経営の安定と生活の向上に寄与する。 〔交付先〕大西町農業振興会議 〔事業費〕 13年度 358千円 14年度 957千円 〔補助金等の額〕 13年度 200千円(町単独費) 14年度 200千円(町単独費)	〔事務事業の名称〕伯方町営農指導協議会 〔補助金交付金等の名称〕伯方町営農指導協議会補助金(町単独) 〔根拠法令、要綱、要領等〕 伯方町営農指導協議会規約 〔財源〕町単独費 〔目的内容等〕 目的：営農指導員相互の技術研鑽を図る。 内容：1)名称 伯方町営農指導協議会 2)構成 農協、町、普及センター 3)会長 伯方町長(会員数14名) 5)活動内容 地域農業振興に関する企画、総合調整 中核的農家等の育成と健全化対策 農家経済に関する調査と適正化対策 農業融資に関する総合調査と適正化対策、制度資金の貸付に係る審査・農家指導 〔事業費〕 13年度 80千円 〔補助金等の額〕 80千円(町単独費)	該当なし	該当なし	
			朝倉村	宮窪町	
			該当なし	該当なし	
			玉川町	上浦町	
			該当なし	該当なし	
			波方町	大三島町	
			該当なし	該当なし	
			菊間町	関前村	
	該当なし				

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	国庫補助事業		
事務・事業・制度名等	農業経営基盤強化促進対策関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
12-1.ベンチャー農業者支援リース事業	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 ベンチャー農業者支援リース事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 ベンチャー農業者支援リース事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業実施要領（平成11年8月3日農政第877号） 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業費補助金交付要綱（平11.8.3農政第877号） 朝倉村ベンチャー農業者支援リース事業実施要領（平成11年8月10日朝産第547号） 朝倉村ベンチャー農業者支援リース事業費補助金交付要綱（平11.8.10朝産第547号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：ベンチャー農業を行おうとする認定農業者が、必要な農業機械やハウス設備等をリースで導入する場合にリース料の一部を助成し、認定農業者の育成を図る。</p> <p>内容 1) 事業主体 越智今治農協 2) 補助対象者 認定農業者 3) ベンチャー定義 新しい作物・栽培方法の導入でリスクを伴うが、村農業発展に寄与するもの 4) 事業概要 機械・設備リース料助成 5) 補助条件 リース期間は耐用年数に0.7を乗じた年数以上、補助対象期間は3年間</p> <p>〔13年度事業費〕 2,006千円（対象者 2名） 〔補助金等の額〕 1,335千円 （県1,002千円、村単独費333千円） 〔14年度事業費〕 1,221千円（対象者 2名） 〔補助金等の額〕 813千円 （県610千円、村単独費203千円）</p> <p>〔備考〕 15年度で終了</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業であり、要綱に基づいて実施されていること、平成15年度をもって終了する事業であることから、特に調整を要しない。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	国庫補助事業	
事務・事業・制度名等	農業経営基盤強化促進対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
12-1.ベンチャー農業者支援リース事業	該当なし		該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 ベンチャー農業者支援リース事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 ベンチャー農業者支援リース事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業実施要領（平成11年8月3日農政第877号） 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業費補助金交付要綱（平11.8.3農政第877号） 朝倉村ベンチャー農業者支援リース事業実施要領（平成11年8月10日朝産第547号） 朝倉村ベンチャー農業者支援リース事業費補助金交付要綱（平11.8.10朝産第547号）</p> <p>〔財源〕 県補助金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：認定農業者の育成とベンチャー農業の推進を図るためベンチャー農業者支援リース事業費補助金を交付する。</p> <p>内容</p> <p>1) 事業主体 越智今治農協 2) 補助対象者 認定農業者 3) ベンチャー定義 新しい作物・栽培方法の導入でリスクを伴うが、村農業発展に寄与するもの</p> <p>4) 事業概要 機械・設備リース料助成 5) 補助条件 リース期間は耐用年数に0.7を乗じた年数以上、補助対象期間は3年間</p> <p>〔事業費〕 332千円 〔補助金等の額〕 332千円 (県332千円)</p> <p>13年度決算額332千円(県332千円) 14年度予算額136千円(県136千円)</p>	<p>・ 補助事業であり、要綱に基づいて実施されていること、平成15年度をもって終了する事業であることから、特に調整を要しない。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	国庫補助事業	
事務・事業・制度名等	農業経営基盤強化促進対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	伯 方 町	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	調整の具体的内容
12-1. ベンチャー農業者支援リース事業	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業実施要領 愛媛県ベンチャー農業者支援リース事業費補助金交付要綱</p> <p>〔財源〕 県補助金</p> <p>〔目的内容等〕 目的：近年の農業・農村の状況は、高齢・過疎化の進行により、担い手不足が深刻な問題となっている。 このような状況の中で、農業生産を維持・発展させていくためには、農業を職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものにし、意欲と能力のあるプロの農業経営者としての認定農業者を育成して必要がある。 このため、高付加価値型農業野の展開を目指し、新たな作物や新たな栽培方法等に取り組む認定農業者がリース契約に基づき、農業機械やハウス設備（以下「農業機械」という。）を借り入れる場合に、そのリース料の一部を助成することにより、認定農業者の育成とベンチャー農業の推進を図る。</p> <p>内容</p> <p>1) 名称 ベンチャー農業者支援リース事業</p> <p>2) 交付先 認定農業者</p> <p>3) 事業内容 農業機械やハウス設備のリースを受けること。 リース料の1/2以内 1 農業者当り1年につき750,000円 1 農業者当たり3年以内</p> <p>〔事業費〕 1,663千円 〔補助金等の額〕 832千円（県1/2）</p>	該当なし	該当なし	<p>・ 補助事業であり、要綱に基づいて実施されていること、平成15年度をもって終了する事業であることから、特に調整を要しない。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	市町村単独補助事業			
事務・事業・制度名等	農業経営基盤強化促進対策関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）		
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日		
					平成 年 月 日		
具体項目	今治市	大西町	吉海町	上浦町	調整の具体的内容		
12-2.農地流動化助成金	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 大西町農地流動化助成金</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 大西町農地流動化助成金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号） 大西町農地流動化助成金交付要綱（平成12年4月1日施行）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：利用権の集積を通じて、農業経営の規模拡大、農業の中核的担い手の育成及び農地の有効利用を図るため農地の借り手農家に対して、大西町農地流動化助成金を交付する。</p> <p>内容：権利期間3年以上の農業者（借り手）に対し、10a当り10,000円の助成（100円未満は切り捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付対象者 町内に住所を有するもので、助成金交付年度の4月1日現在で65歳未満の者。 権利の設定を受けた後の経営面積が50アール以上となる者。 上記にかかわらず、農業意欲が旺盛で農地の有効利用を図るうえで、適当と認められる者を含む。 <p>〔事業費〕13年度 2,516千円（町単独費） 13年度決算額2,516千円（町単独費） 14年度予算額2,500千円（町単独費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 吉海町農地流動化助成金</p> <p>〔事務事業の名称〕 宮窪町農地流動化助成金</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 宮窪町農地流動化助成金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 宮窪町農地流動化助成金交付要綱</p> <p>〔財源〕 町単独費（協議会事業）</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農用地の再利用を図り、農業経営規模の拡大、遊休荒廃化を防止する。</p> <p>内容：権利期間3年以上の農業者貸し手、借り手双方に対し、10a当り20,000円の助成 放任圃の耕作及び利用促進 10a当り150,000円を限度とする。</p> <p>〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 農地の借り手または貸し手、あるいはその双方に対する単独助成を大西町、吉海町、宮窪町、大三島町が実施している。 現在では、農地の賃借料は無料化が進んでいること、過去においては貸し手に対する助成が主流であったこと等に鑑み、遊休農地対策等の類似事業等の統合を検討する。 		
	朝倉村			大三島町			
	該当なし			〔事務事業の名称〕 大三島町農用地再利用対策事業 〔補助金交付金等名称〕 大三島町農用地再利用対策事業奨励金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 大三島町農用地再利用対策事業奨励金交付要綱 〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的：農用地の利用推進を図り、農業経営の規模拡大及び農地の有効利用を促進するとともに、農地の荒廃化を防止する。 内容：1)事業実施主体 大三島町 2)事業内容 ・農地流動化奨励金...農地を3年以上借りて耕作する場合、10a当たり2万円（借りてのみに助成） 〔事業費〕平成13年度決算520千円（町単独） 平成14年度予算額373千円（町単独）			
	玉川町			宮窪町		関前村	
	該当なし			〔事務事業の名称〕 宮窪町農用地再利用対策事業 〔補助金交付金等の名称〕 宮窪町農用地再利用対策事業奨励金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 宮窪町農用地再利用対策事業奨励金交付要綱 〔財源〕 町単独費（協議会事業） 〔目的内容等〕 目的：農用地の再利用を図り、農業経営規模の拡大、遊休荒廃化を防止する。 <p>内容：権利期間3年以上の農業者貸し手、借り手双方に対し、10a当り20,000円の助成 放任圃の耕作及び利用促進 10a当り150,000円を限度とする。</p> <p>〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）</p>		該当なし	
	波方町			〔事業費〕13年度 2,516千円（町単独費） 13年度決算額2,516千円（町単独費） 14年度予算額2,500千円（町単独費）		〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）	該当なし
	該当なし			〔事業費〕13年度 2,516千円（町単独費） 13年度決算額2,516千円（町単独費） 14年度予算額2,500千円（町単独費）		〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）	該当なし
	菊間町			〔事業費〕13年度 2,516千円（町単独費） 13年度決算額2,516千円（町単独費） 14年度予算額2,500千円（町単独費）		〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）	該当なし
	伯方町			〔事業費〕13年度 2,516千円（町単独費） 13年度決算額2,516千円（町単独費） 14年度予算額2,500千円（町単独費）		〔事業費〕13年度854,300千円（町単独費） 13年度決算額854,300千円（町単独費） 14年度予算額800,000千円（町単独費）	該当なし

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	県単独補助事業		
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
12-3. 21世紀型農業産地育成事業	<p>〔事務事業の名称〕 21世紀型農業産地育成事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 市21世紀型農業産地育成事業費補助金 (県1/3・市1/6)</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県21世紀型農業産地育成事業実施要綱(平成13年5月1日農産第742号) 今治市21世紀型農業産地育成事業実施要領(平成13年5月1日産農第625号)</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：市場評価の高い銘柄産地を育成するため、作目ごとの特性を踏まえながら面的な広がりや県内の名産地間の連携を進め核となるべき個性化産地の育成を図る</p> <p>内容 1) ハウス栽培等施設、営農用機械等を導入整備し、受益者はリース等により利用する。 2) 産地拡大計画策定 500千円 3) 条件整備事業の内容 富田地区...鉄骨フッ素ハウス2連棟×2 乃万地区...FCHハウス 2連棟 プレハブ冷蔵庫、フラワーキーパー</p> <p>〔事業費〕 60,692千円 〔補助金等の額〕 28,900千円 (県19,267千円、市9,633千円)</p> <p>13年度決算額 28,900千円 (県19,267千円、市9,633千円) 14年度予算額 0千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であり、県の基準により実施しているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。 事業終了は、平成17年度の予定。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	大西町	菊間町	吉海町	宮窪町	調整の具体的内容
12-3. 21世紀型農業産地育成事業	該当なし		<p>〔事務事業の名称〕 21世紀型農業産地育成事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 市21世紀型農業産地育成事業費補助金（県1/3・町1/6）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県21世紀型農業産地育成事業実施要綱（平成13年5月1日農産第742号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：農業を取り巻く社会情勢を把握しつつ、適切な農業生産体制の整備を進め、農業経営の自立性を促進するとともに、関係機関との密接な連携のもとに、21世紀型農業産地育成事業や吉海町農業振興核事業を活用し、わか町の自然環境や景観を地域ぐるみで保全・活用していけるよう、地域住民の理解を得ながら農業振興を図る。</p> <p>内容：1) ハウス栽培等施設、営農用機械等を導入整備し、受益者はリース等により利用する。 2) 条件整備事業の内容 IV型パイプハウス 2連棟×4 暖房給水設備 2 トラクター 1 マメトラリターンカルチ 1</p> <p>〔事業費〕 12,725千円 〔補助金等の額〕 平成14年度 6,562千円（県4,308千円、町2,254千円、）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 21世紀型農業産地育成事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 宮窪町21世紀型農業産地育成事業費補助金（県1/3・市1/6）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県21世紀型農業産地育成事業実施要綱（平成13年5月1日農産第742号） 宮窪町21世紀型農業産地育成事業実施要領（平成13年5月1日農政第25号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：収益性の高い施設野菜、路地野菜を導入し、柑橘及び落葉果樹との複合経営を行うことにより企業的経営を目指す。</p> <p>内容：1) ハウス栽培等施設、営農用機械等を導入整備し、受益者はリース等により利用する。 2) 技術研修会 500千円 3) 条件整備事業の内容 友浦上地区...ミニトマトハウス自動カーテン装置 宮窪地区...プレハブ冷蔵庫、 友浦下地区...プレハブ冷蔵庫、アスパラ選別機</p> <p>〔事業費〕 5,239千円 〔補助金等の額〕 2,754千円 （県1,753千円、町1,001千円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であり、県の基準により実施しているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。 事業終了は、平成17年度の予定。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	伯 方 町	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	調整の具体的内容
12-3. 21世紀型農業産地育成事業	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 21世紀型農業産地育成事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 21世紀型農業産地育成事業費補助金（県1/3・町1/6）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県21世紀型農業産地育成事業実施要綱（平成13年5月1日農産第742号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：市場評価の高い銘柄産地を育成するため、作目ごとの特性を踏まえながら面的な広がりや県内の名産地間の連携を進め核となるべき個性化産地の育成を図る</p> <p>内容 1) ハウス栽培等施設、多目的ポリグラー等を導入整備し、受益者はリース等により利用する。 2) 市町村推進事業費500千円 3) 条件整備事業の内容 せとかパイプハウス（5件） 44.5a 暖房機 一式（4件） 多目的ポリグラー（1件） 40.0a</p> <p>〔事業費〕 29,679千円 〔補助金等の額〕 14,394千円 （県 9,512千円 町4,882千円）</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であり、県の基準により実施しているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。 事業終了は、平成17年度の予定。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	県単独補助事業		
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
12-4. フレッシュファーマー支援事業	<p>〔事務事業の名称〕 フレッシュファーマー支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 フレッシュファーマー支援事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県フレッシュファーマー支援事業実施要綱（平成12年4月1日12農産第1932号） 今治市フレッシュファーマー支援事業実施要領（平成12年10月26日産農第1423号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：新規就農者に対し経営開始に必要な施設、機械等の整備や農地の確保を支援し、円滑な就農定着を促進する。</p> <p>内容 1) 事業実施主体が事業対象者に対し、施設、機械のリースを行う際、施設、機械等の購入に対して助成 2) 農業対象者 以下の全てを満たす者 新たに農業を始める者又は就農後5年以内の者 40歳未満 施設等整備終了後、独立した農業経営を行う者 3) 事業内容（平成14年度）...トマト栽培用施設 364坪（暖房設備、灌水資材含む）</p> <p>〔事業費〕（平成14年度）8,400千円 〔補助金等の額〕 4,000千円 （県 2,666千円、市 1,334千円） 13年度決算額 千円 （県千円、市 2,250千円） 14年度予算額 8,400千円 （県 2,666千円、市 1,334千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 フレッシュファーマー支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 フレッシュファーマー支援事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県フレッシュファーマー支援事業実施要綱（平成12年4月1日12農産第1932号） 朝倉村フレッシュファーマー支援事業実施要領（平成13年4月1日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：新規就農者に対し経営開始に必要な施設、機械等の整備や農地の確保を支援し、円滑な就農定着を促進する。</p> <p>内容 1) 事業実施主体が事業対象者に対し、施設、機械のリースを行う際、施設、機械等の購入に対して助成 2) 農業対象者 以下の全てを満たす者 新たに農業を始める者又は就農後5年以内の者 40歳未満 施設等整備終了後、独立した農業経営を行う者 3) 事業内容（平成13年度）...花苗用施設・機械（ハウス76.3坪、暖房設備、ミキサー等）</p> <p>〔事業費〕（平成13年度）7,560千円 〔補助金等の額〕 3,600千円 （県 2,400千円、村 1,200千円） （平成14年度） 事業計画なし 13年度決算額 7,560千円 （県 2,400千円、村 1,200千円） 14年度予算額 0千円</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	菊 間 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
12-4.フレッシュファーマー支援事業	該当なし		該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	伯方町	上浦町	大三島町	関前村	調整の具体的内容
12-4.フレッシュファーマー支援事業	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 フレッシュファーマー支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 フレッシュファーマー支援事業費補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県フレッシュファーマー支援事業実施要綱（平成12年4月1日12農産第1932号）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：新規就農者に対し経営開始に必要な施設、機械等の整備や農地の確保を支援し、円滑な就農定着を促進する。</p> <p>内容 1) 事業実施主体が事業対象者に対し、施設、機械のリースを行う際、施設、機械等の購入に対して助成 2) 農業対象者 以下の全てを満たす者 新たに農業を始める者又は就農後5年以内の者 40歳未満 施設等整備終了後、独立した農業経営を行う者 3) 事業内容（平成14年度）…せとかハウス施設1式 11a（換気設備、部材含む）</p> <p>〔事業費〕（平成14年度）8,516千円 〔補助金等の額〕 4,055千円 （県 2,703千円、町 1,352千円）</p>	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されているため特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。 現状では市町村単独補助率も補助対象事業費の1/6に統一されており特に調整を要しない。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	県単独補助事業		
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
12-5.農業後継者自立支援事業	<p>〔事務事業の名称〕 農業後継者自立支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業後継者自立支援事業（県1/2）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県農林漁業後継者自立支援事業費補助金交付要綱（平成11年4月19日） 今治市農林漁業後継者自立支援事業支給金交付要綱（平成13年1月24日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：若い農林漁業後継者を育成し、農林漁業の活性化を図るため、農林漁業後継者の自立と地域への定着を促進するため後継者の育成確保を図る。</p> <p>内容 1) 事業対象者...今治市在住の40歳未満の後継者で、農林業者にあつては200日、漁業者にあつては90日以上従事し、所属する農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合の長により推薦される者 2) 事業内容 青年農林漁業者等技術研修奨励金支給額300千円以下（平成14年度より研修奨励金のみ縮小）</p> <p>〔事業費〕 平成14年度予算 300千円（県1/2 300千円）</p> <p>13年度決算額0千円 14年度予算額300千円(県180千円、市120千円)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 農業後継者自立支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業後継者自立支援事業（県1/2）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県農林漁業後継者自立支援事業費補助金交付要綱（平成11年4月19日） 朝倉村農林業後継者自立支援事業費補助金交付要綱（平成11年2月1日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：意欲ある後継者を確保し、村農林業の活性化を図るため、次代を担う農林業後継者の自立と地域への定着を支援する。</p> <p>内容 1) 事業対象者...農林業に従事している40歳未満の後継者 2) 事業内容 青年農林業者等技術研修奨励金支給額300千円以下（平成14年度より研修奨励金のみ縮小）</p> <p>〔事業費〕 平成14年度予算計上なし 13年度決算額0千円 14年度予算額0千円</p>	該当なし	該当なし	<p>・県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されており特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	菊 間 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
12-5. 農業後継者自立支援事業	該当なし		該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 農業後継者自立支援事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 農業後継者自立支援事業（県1/2）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 愛媛県農林漁業後継者自立支援事業費補助金交付要綱（平成11年4月19日）</p> <p>〔財源〕 県補助金及び市単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：若い農林漁業後継者を育成し、農林漁業の活性化を図るため、農林漁業後継者の自立と地域への定着を促進するため後継者の育成確保を図る。</p> <p>内容 1) 事業対象者…宮窪町在住の40歳未満の後継者で、農林業者にあつては200日、漁業者にあつては90日以上従事し、所属する農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合の長により推薦される者 2) 事業内容 青年農林漁業者等技術研修奨励金 支給額300千円以下（平成14年度より研修奨励金のみ縮小）</p> <p>〔事業費〕 平成14年度予算 300千円 （県1/2 300千円）</p> <p>13年度決算額2,000千円(県1,210千円) 14年度予算額 400千円（県200千円）</p>	・県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されており特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。

事務事業現況調査・調整方針（その3）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	県単独補助事業	
事務・事業・制度名等	愛媛県単独農業振興事業関係事務			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	国庫補助事業、県単独補助事業については引き続き実施するものとし、その方法は当該事業の事業実施要領、補助金交付要綱による。尚、市町村の単独嵩上げについては新市において調整する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	伯 方 町	上 浦 町	大 三 島 町	関 前 村	調整の具体的内容
12-5. 農業後継者自立支援事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・県補助事業であるため、県の基準に基づいて実施されており特に調整を要しないが、その方法は今治市の例による。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	市町村単独補助事業	
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	朝倉村	波方町	今治市	宮窪町	調整の具体的内容
13-1. 土づくり推進事業	<p>〔事務事業の名称〕 土づくり推進事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 村水田農業経営確立対策事業費補助金（有機堆肥助成）</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 朝倉村水田農業経営確立対策補助金交付要綱（平成12年4月1日朝産単第1号）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：生産者及び農業団体の主体的な生産調整への取り組みを総合的に支援する。</p> <p>内容：農業生産の総合的な向上を目指した土づくりのための、有機堆肥投入に係る費用を助成する。</p> <p>1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 有機堆肥助成 3) 補助率 1/2以内（3,000円/10aを限度） 4) 助成対象 転作実施者で有機土づくりを行う者 5) 採択要件 転作達成が確実と見込まれる者</p> <p>〔事業費〕 1,476千円 〔補助金等の額〕 377千円（村単独費）</p> <p>13年度決算額1,476千円（村377千円） 14年度決算額1,400千円（村400千円）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 町単転作水田客土工事助成</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 転作水田客土工事補助金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 町単転作水田客土工事実施要領 転作水田客土工事補助金交付要綱</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：水田利用再編対策における転作を円滑に推進するため従来より産地化・定着化が図られている野菜・花き等の転作田の地力低下、病害虫の多発等の連作障害を防止するため客土工事を行い転作物の生産安定と品質の向上を図りもって転作の定着化に資する。</p> <p>実施基準 1) 土量は10アール当たり30立方メートル（3センチメートル以上） 2) 湿地田等でやむを得ず盛土して転作する場合は10アール当たり20立方メートル（20センチメートル以下）水田として利用できる範囲内農業振興地域内の農用地 3) 客土後堆きゅう肥が確実に実施できる者</p> <p>〔事業費〕 386千円 〔補助金等の額〕 27千円 （町4/10、その他1/10）</p> <p>〔備考〕ただし、10アール当たり30立方メートル以上で事業費が180千円を限度とする。</p> <p>13年度決算額386千円（町27千円） 14年度予算額230千円（町230千円）</p>	<p>該当なし</p> <p>玉川町</p> <p>該当なし</p> <p>大西町</p> <p>該当なし</p> <p>菊間町</p> <p>吉海町</p> <p>該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>伯方町</p> <p>該当なし</p> <p>上浦町</p> <p>該当なし</p> <p>大三島町</p> <p>関前村</p> <p>該当なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝倉村の「土づくり推進事業」波方町の「転作水田客土事業」ともそれぞれ1村1町のみのものであり、新市に引き継いで継続するか否かを事業の費用対効果等に照らして慎重に検討する必要がある。 本分科会では当面「廃止の方向で検討すべきである」としておく。 ただし、朝倉村からは同事業の強い存続の要望があるため、単に土づくり事業としてではなく、指定野菜であるレタスの振興事業として存続を図る。 また、波方町も存続の希望が強いので生産調整事業の一つのメニューとするなどして調整を図る必要がある。 市町村単独の特産品振興事業については、別途旧市町村枠を設けて予算を配分し、それぞれの地域の特色に応じた振興施策が実施できるようにすべきである。また、その際の助成単価や補助率については、客観的に見て合理的な基準を設ける必要がある。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	波 方 町	菊 間 町	上 浦 町	調整の具体的内容
13-2. 果樹産地活性化対策、生産力向上対策助成	該当なし	〔事務事業の名称〕 果樹産地活性化対策、生産力向上対策費助成 〔補助金交付金等の名称〕 果樹産地活性化対策及び生産力向上対策費補助金		該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 農協に対する各種補助金については、新市において有効な補助対策を1本構築し、現状のように支所単位にバラバラに補助を行うのではなく、一元化すべきである。 本件も上記に該当する。
	朝倉村	〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし	吉海町	大三島町	
	該当なし	〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的：県農えひめ、JAが実施している果樹産地活性化事業を当町も推進し、生産力向上を計るための助成を行う。	該当なし	該当なし	
	玉川町	内容：1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 大苗育苗 苗木助成 タイベック助成 改植 園内作業道（舗装・未舗装）	宮窪町	関前村	
	該当なし	〔事業費〕 2,550千円 〔補助金等の額〕 1,050千円（町単独費）	該当なし	該当なし	
	大西町		伯方町		
	該当なし	13年度決算額 118千円（町 59千円） 14年度予算額 2,550千円（町 1,050千円）	該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	朝倉村	今治市	菊間町	上浦町	調整の具体的内容
13-3. 地元産有機農産物等普及推進事業	該当なし	【事務事業の名称】 地元産有機農産物等普及推進事業 【補助金交付金等の名称】 地元産有機農産物等普及推進事業費補助金（市単独） 【根拠法令、要綱、要領等】 地元産有機農産物等普及推進事業実施要領（平成12年4月1日） 地元産有機農産物等普及推進事業補助金交付要綱（平成12年4月1日） 【財源】 市単独費 【目的内容等】 目的：地元産の有機農産物や減農薬農産物棟の安全な農産物の普及推進 ○ 学校給食用減農薬米流通支援事業 事業内容：1) 学校給食に地元産減農薬米を供給するための搗精、配送への補助 事業費 480千円 （補助金等の額 480千円市単独費） 13年度決算額615千円（市477千円） 14年度予算額480千円（市480千円） ○ 学校給食用麦大豆生産振興事業 事業内容 1) 農協が設置する栽培実証圃の設置費用を補助 2) 対象品種...ニシノカオリ 3) 委託料単価...20,000円/10a 事業費 600千円 （補助金等の額 600千円市単独費） 13年度決算額243千円（市243千円） 14年度予算額600千円（市600千円）		該当なし	・今治市の例による
	玉川町		吉海町	大三島町	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	波方町		宮窪町	関前村	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	大西町		伯方町		
	該当なし		該当なし	該当なし	

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	波 方 町	菊 間 町	上 浦 町	調整の具体的内容
13-4. 農業用廃プラスチック処理補助金	該当なし	〔事務事業の名称〕 農業用廃棄物回収対策助成 〔補助金交付金等の名称〕 農業用廃棄物回収対策費補助金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし 〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的： 農業生産から排出される廃棄物はどのような経路で処理されたかを書類により把握することが義務づけられることになり、適正な管理をJAが事務代行することにより、事務の合理化を図る。 内容： 1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 回収費助成 処理運搬費助成 〔事業費〕 100千円 〔補助金等の額〕 50千円（町単独費） 13年度決算額34千円（町17千円） 14年度予算額100千円（町50千円）		該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 水産業、林業はもちろん商工業における廃プラ処理についても公平性を確保するための調整が必要である。 新市において協議し、全域に拡大もしくは廃止のいずれかの結論を出すべき。 全域に拡大するとかなりの行政経費の増大が予想される上、他産業との軋轢が生じる恐れがあるため、廃止の方向で検討を進めることが望ましい。
	朝倉村		吉海町	大三島町	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	玉川町		宮窪町	関前村	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	大西町		伯方町		
	該当なし		該当なし	該当なし	

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	波 方 町	吉 海 町	宮 窪 町	調整の具体的内容
13-5. ハウス施設等整備事業	該当なし	〔事務事業の名称〕 共同育苗ハウス事業運営助成 〔補助金交付金等の名称〕 共同育苗ハウス事業運営費補助金	〔事務事業の名称〕 〔補助金交付金等の名称〕 〔根拠法令、要綱、要領等〕 〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的：	〔事務事業名称〕宮窪町農業活性化対策事業 〔補助金交付金等の名称〕同上事業費補助金 〔要綱等〕町農業活性化対策事業補助金交付要綱 〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的：農地の荒廃を防ぎ、農業生産の効率化、高品質化を進めるため、園内作業道やその他生産資材導入を補助する。 内容： ・園内道（受益5a以上ほか）補助額800円/m ・多目的リリケ（受益10a以上）補助率1/2 ・ハウス（受益3a以上）補助率1/2、1a15万円限度 ・タイベック被覆（受益3a以上）同上 〔14年度予算〕 1,999千円（協議会費）	<ul style="list-style-type: none"> ・桜井の水稲育苗センター、玉川、乃万等については助成なしで行われているため、波方町分についても廃止の方向で検討する。 ・吉海町、宮窪町、伯方町分については現在協議会事業として実施されているが、合併後は新市における特産品振興枠の中で存廃について検討する。
	朝倉村	〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし	〔財源〕 町単独費	〔事業費〕 千円 〔補助金等の額〕 千円（町単独費）	
	該当なし	〔目的内容等〕 目的：JA直営の育苗ハウスを設置することにより、健苗・安価な苗の供給事業を推進する。	内容：1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容	伯方町	
	玉川町	内容：1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 水稲早期コシヒカリ苗の育苗 一般水稲苗の育苗	〔事務事業の名称〕 経営改善推進事業 〔補助金交付金等の名称〕 なし 〔根拠法令、要綱、要領等〕 平成14年度伯方町農林業振興協議会資料 〔財源〕伯方町農林業振興協議会補助金 〔目的内容等〕	上浦町	
	該当なし	〔事業費〕 600千円 〔補助金等の額〕 300千円（町単独費） 13年度決算額5,628千円（町281千円） 14年度予算額600千円（町300千円）	目的：農業従事者の高齢化・価格の低迷が著しい中、女性、高齢者でも栽培でき、労力の節減と所得の増加を図ることができる新規作物の導入を推進する。 内容：柑橘の施設栽培（JAの奨励品種の不知火、せとか）・花き・野菜（アスパラガス、ミニトマト）の栽培を1箇所3a以上（ミニトマトは2a以上）、販売を目的に始める場合、ビニールハウス、灌水施設、暖房機設備、電気工事費の30%以内を助成する。 〔平成14年度予算額〕 1,500千円	該当なし	
	大西町	菊間町	〔平成14年度予算額〕 1,500千円	大三島町	
	該当なし			関前村	
			該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	菊 間 町	上 浦 町	調整の具体的内容
13-6.レタス栽培助成事業	該当なし	〔事務事業の名称〕 レタス栽培助成事業 〔補助金交付金等の名称〕 村水田農業経営確立対策事業費補助金（レタス栽培助成）		該当なし	・ 農協に対する各種補助金については、新市において有効な補助対策を1本構築し、現状のように支所単位にバラバラに補助を行うのではなく、一元化すべきである。
	玉 川 町	〔根拠法令、要綱、要領等〕 朝倉村水田農業経営確立対策補助金交付要綱（平成12年4月1日朝産単第1号）	吉 海 町	大三島町	
	該当なし	〔財源〕 村単独費 〔目的内容等〕 目的：生産者及び農業団体の主体的な生産調整への取り組みを総合的に支援する。	該当なし	該当なし	
	波 方 町	内容：転作田でのレタスを推進し地域の自主性を尊重した農業経営の実現を図るため、レタス苗の購入費用を助成する。	宮 窪 町	関 前 村	
	該当なし	1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 レタス栽培助成 3) 補助率 10,000円/10a以内 4) 助成対象 レタスで転作する者 5) 採択要件 転作達成が確実と見込まれる者	該当なし	該当なし	
	大 西 町	〔事業費〕 1,409千円 〔補助金等の額〕 832千円（村単独費）	伯 方 町		
	該当なし	13年度決算額 832千円 14年度予算額 800千円	該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	朝 倉 村	玉 川 町	波 方 町	調整の具体的内容
13-7. 景観作物等種子助成	該当なし	<p>〔事務事業の名称〕 景観形成作物・地力増進作物種子配布事業補助金</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 村水田農業経営確立対策事業費補助金（景観形成作物・地力増進作物種子助成）</p> <p>〔根拠法令・要綱・要領等〕 朝倉村水田農業経営確立対策補助金交付要綱（平成12年4月1日朝産単第1号）</p> <p>〔財源〕 村単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：生産者及び農業団体の主体的な生産調整への取り組みを総合的に支援する。</p> <p>内容：景観形成及び地力増進作物で転作する者について、転作予定面積に応じ、一括購入した種子を配布する。</p> <p>1) 交付先 越智今治農協 2) 実施内容 景観形成作物・地力増進作物種子助成 3) 補助率 10/10以内 4) 助成対象 景観形成作物・地力増進作物で転作又は野菜等の前後に作付する者 5) 採択要件 転作達成が確実と見込まれる者</p> <p>〔事業費〕 728千円 〔補助金等の額〕 728千円（村単独費）</p> <p>13年度決算額 728千円 14年度予算額 631千円</p>	<p>〔事業の名称〕 地力増進作物（レンゲ）種子助成事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 地力増進作物（レンゲ）種子助成事業補助金</p> <p>〔根拠法令・要綱・要領等〕 なし</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：自己保全等の不作付田を解消し、レンゲ等の地力増進作物を作付拡大するなど生産性の高い水田営農の確立を図る。</p> <p>内容：地力増進作物（レンゲ）で転作した者について、種子代を助成する。</p> <p>1) 交付先 越智今治農協 2) 補助率 10/10以内 3) 採択要件 転作達成者</p> <p>〔事業費〕 240千円 〔補助金等の額〕 240千円（町単独費）</p>	<p>〔事業の名称〕 景観作物（レンゲ）種子助成</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕 景観作物推進事業補助金</p> <p>〔根拠法令・要綱・要領等〕 なし</p> <p>〔目的内容等〕 目的：自己保全等の不作付田を解消し、レンゲ等の景観形成作物等を作付拡大するなど生産性の高い水田営農の確立を図る。</p> <p>内容 1) 菜の花の種子の購入 2) 無料配布（計画者） 3) 面積 ... 5ha</p> <p>〔事業費〕 132千円 〔補助金等の額〕 132千円（町単独費）</p> <p>13年度決算額 100千円（町10/10） 14年度予算額 132千円（町10/10）</p>	<p>・平成16年度からの生産調整対策において景観作物の有利性が認められない場合は廃止の方向で検討する。</p>

事務事業現況調査・調整方針（その2）

協議項目	補助金交付金の取扱い		細項目	市町村単独補助事業	
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業			担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具 体 項 目	大 西 町	吉 海 町	伯 方 町	大 三 島 町	調整の具体的内容
13-7. 景観作物等種子助成	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	・平成16年度からの生産調整対策において景観作物の有利性が認められない場合は廃止の方向で検討する。
	菊 間 町	宮 窪 町	上 浦 町	関 前 村	調整の具体的内容
		該当なし	該当なし	該当なし	・平成16年度からの生産調整対策において景観作物の有利性が認められない場合は廃止の方向で検討する。

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	伯 方 町	大 西 町	上 浦 町	調整の具体的内容
13-8.不良系統伐根改植	該当なし	〔事務事業の名称〕 不良系統伐根改植事業 〔補助金交付金等の名称〕 なし 〔根拠法令、要綱、要領等〕 平成14年度伯方町農林業振興協議会資料	該当なし	該当なし	・ 農協に対する各種補助金については、新市において有効な補助対策を1本構築し、現状のように支所単位にバラバラに補助を行うのではなく、一元化すべきである。
	朝 倉 村	〔財源〕伯方町農林業振興協議会補助金	菊 間 町	大三島町	
	該当なし	〔目的内容等〕 目的：柑橘の不良株の伐根を行い、優良品種を定植することにより園地の若返りを図る。 内容：収量の低下した老木園及びJA指定の更新減反品種を5a以上伐根し、JAの奨励品種を改植する場合10aあたり3万円以内の助成をする。		該当なし	
	玉 川 町	〔平成14年度予算額〕 1,500千円	吉 海 町	関 前 村	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	波 方 町		宮 窪 町		
	該当なし		該当なし		

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	今 治 市	大 三 島 町	大 西 町	伯 方 町	調整の具体的内容
13-9.果樹優良品種導入事業補助金	該当なし	〔事務事業の名称〕 果樹優良品種導入事業 〔補助金交付金等の名称〕 果樹優良品種導入事業補助金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 なし 〔財源〕 町単独費 〔目的内容等〕 目的：かんきつの有望品種への改植を進め園地の若返りを図るとともに安定した産地を形成する。 内容 1) 事業実施主体 越智今治農協大三島支所 2) 事業内容 ・優良品種の一年生苗木をほ場に植栽し、一年間育てた大苗を農家に販売し早期成園化を図る。 ・苗木の販売価格は、一年生の価格とする。 ・町は、一年間育成するために要した経費（上限1,500千円）を補助金として事業実施主体に交付する。 〔事業費〕 平成13年度 2,583千円 〔補助金等の額〕 1,135千円 (町1,135千円、売上代1,448千円)	該当なし	該当なし	・農協に対する各種補助金については、新市において有効な補助対策を1本構築し、現状のように支所単位にバラバラに補助を行うのではなく、一元化すべきである。
	朝倉村		菊間町	上浦町	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	玉川町		吉海町	関前村	
	該当なし		該当なし	該当なし	
	波方町		宮窪町		
	該当なし		〔過去の実績〕 昭和63年度～平成13年度 販売苗木数120,865本 補助金総額19,358千円	該当なし	

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業			
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）		
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日	
					平成 年 月 日	
具体項目	宮窪町	大三島町	今治市	吉海町	調整の具体的内容	
13-10.農用地再利用対策事業(放任園耕作奨励金交付事務)	<p>〔事務事業の名称〕 宮窪町農用地再利用対策事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕同上奨励金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕宮窪町農用地再利用対策事業奨励金交付要綱</p> <p>〔目的〕農用地の利用推進を図り、農業経営の規模拡大及び農地の有効利用を促進するとともに、農地の荒廃化を防止する。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1) 事業実施主体 町農業振興推進協議会</p> <p>2) 事業内容</p> <p>農地流動化奨励金</p> <p>放任園伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作農地の周辺放任園を1列(幅3m程度)伐採する 伐採3㎡当り150円 草刈り3㎡当り100円 <p>放任園耕作奨励金15万円/10aを限度</p> <p>品種更新奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 不良品種(宮本・楠本)を優良品種に更新する場合 <p>ア) 柑橘(優良品種)を栽培する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当り10万円...伐採・伐根・苗木代 10a当たり70,000円...伐採・苗木代 10a当たり30,000円...穂木代 <p>イ) 柑橘以外を栽培する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当たり80,000円...伐採・伐根代 <p>〔奨励金等の額〕14年度800千円(協議会)</p>	<p>〔事務事業の名称〕 大三島町農用地再利用対策事業</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕同上奨励金</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕大三島町農用地再利用対策事業奨励金交付要綱</p> <p>〔目的〕農用地の利用推進を図り、農業経営の規模拡大及び農地の有効利用を促進するとともに、農地の荒廃化を防止する。</p> <p>〔内容〕</p> <p>1) 事業実施主体 大三島町</p> <p>2) 事業内容</p> <p>農地流動化奨励金</p> <p>放任園伐採</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地を3年以上借りて耕作する場合 耕作農地の周辺放任園を1列(幅3m程度)伐採する 10a当り20,000円・1m当り300円 <p>放任園耕作奨励金</p> <p>品種更新奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> 放任している農地を耕作する場合 不良品種(宮本・楠本)を優良品種に更新する場合 <p>ア) 柑橘(優良品種)を栽培する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当り10万円...伐採・伐根・苗木代 10a当たり74,000円...伐採・苗木代 10a当たり30,000円...穂木代 <p>イ) 柑橘以外を栽培する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10a当たり50,000円...伐採・伐根代 10a当たり25,000円...伐根代 <p>〔奨励金等の額〕13年度3,850千円(町単費)</p> <p>〔過去の実績〕平成10年度～平成13年度</p> <p>農地流動化奨励金 565筆 36ha 7,136千円</p> <p>放任園伐採 58筆 19a 480千円</p> <p>放任園耕作奨励金 33筆 5.2ha 5,055千円</p> <p>品種更新奨励金 32筆 1.4ha 896千円</p>	該当なし	朝倉村	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 旧市町村の地域特産物の振興策については、新市において一元的な振興助成策を講じて対応する必要がある。
			玉川町	伯方町		
			該当なし	該当なし		
			波方町	上浦町		
			該当なし	該当なし		
			大西町	関前村		
			該当なし	該当なし		
			菊間町			

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業		
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）	
基本調整方針	市町村単独補助事業については、新市においてそれぞれ旧市町村単位に特産品振興のための補助金交付枠を配分し、地域の実情に応じた助成制度を構築するものとする。但し、補助金交付基準、交付単価等については新市で調整の上、一元化を図る。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	宮窪町	大三島町	上浦町	大西町	調整の具体的内容
13-11.農業活性化対策事業費補助金	<p>〔事務事業の名称〕 宮窪町農業活性化対策事業 〔補助金交付金等の名称〕同上費補助金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 宮窪町農業活性化対策事業補助金交付要綱 〔財源〕町単独費 〔目的内容等〕 目的：意欲ある農業経営体を中心に農業生産の効率化、高品質化を進める。 内容 1) 事業主体 町農業振興推進協議会 2) 事業内容 園地内作業道（クローラー用） ・幅員0.8m～1.0m 800円/m 多目的スプリンクラー・資材費の1/2 ハウス本体（資材費の1/2） （1aあたり150千円限度） タイベック被覆（資材費の1/2） ・10aあたり20千円限度 野菜花キ種苗、地力向上堆肥 ・資材費の1/2 〔補助金等の額〕 平成14年度 1,999千円（協議会費）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 大三島町農業活性化対策事業 〔補助金交付金等の名称〕同上費補助金 〔根拠法令、要綱、要領等〕 大三島町農業活性化対策事業実施要領 〔財源〕町単独費 〔目的内容等〕 目的：意欲ある農業経営体を中心に農業生産の効率化、高品質化を進める。 内容 1) 事業主体 越智今治農協大三島支所 2) 事業内容 園地内作業道（クローラー用） ・幅員0.8m～1.0m 800円/m ・幅員1.8m～2.0m 1,600円/m 多目的スプリンクラー・資材費の1/2 （タンク・ポンプ・エンジンを除く） ハウス本体（資材費の1/2） （1aあたり150千円限度） タイベック被覆（資材費の1/2） ・10aあたり30千円限度 野菜花キ種苗 地力向上堆肥 ・野菜 50円/苗1本 ・堆肥（2t車）1台当り5,000円 ・花キ 種苗代の1/3（JAも1/3）</p>	<p>〔事務事業の名称〕 上浦町農水産業活性化対策推進事業補助金 〔補助金交付金等の名称〕同上 〔根拠法令、要綱、要領等〕 上浦町農水産業活性化対策推進事業実施要領 〔目的内容等〕 上浦町の農水産業の活性化を推進するため、地域の農水産業の中核者の指導育成を行い、地域を個性豊かな農水産物産地とすることにより、本町の産業活性化を図る。 内容：農業対象作目：果樹、野菜、花卉等 1 特殊柑橘生産施設整備事業 1) 生産施設整備事業 2) 省力化施設整備事業 3) 害虫対策施設整備事業 4) 農用地整備事業 2 水産業活性化対策事業〔省略〕 3 団体活動補助事業 〔補助基準〕 原則1/2但し新規から3年経過分1/3補助 農協の支援事業対象分は合わせて1/2限度 〔事業費〕 7,501千円 〔補助金等の額〕3,230千円（町単独費） *予算は毎年10,000千円とする。</p>	<p>該当なし</p>	<p>・旧市町村の地域特産物の振興策については、新市において一元的な振興助成策を講じて対応する必要がある。</p>
				菊間町	
				吉海町	
				該当なし	
	今治市	〔補助金等の額〕 平成13年度 7,023千円（町単独費） 〔過去の実績〕 平成9年度～平成13年度（は10年度からは12年度から） 園地内作業道 51戸 8,405m 7,360千円 多目的スプリンクラー 9戸 324a 2,580千円 ハウス本体 6戸 23a 2,984千円 タイベック被覆 199戸 2,405a 6,761千円 野菜花キ種苗 26戸 81a 480千円 地力向上堆肥 55戸 104台 520千円	玉川町	伯方町	該当なし
	該当なし				該当なし
	朝倉村		波方町	関前村	
	該当なし		該当なし		該当なし

事務事業現況調査・調整方針（その1）

協議項目	補助金交付金の取扱い	細項目	市町村単独補助事業																							
事務・事業・制度名等	市町村単独農業振興施策事業		担当部会名等	産業経済部会（農政分科会）																						
基本調整方針	現行のまま引き続き実施する。				調整方針確認日																					
					平成 年 月 日																					
具 体 項 目	大三島町	今 治 市	朝 倉 村	吉 海 町	調整の具体的内容																					
14. 滞在型農園施設管理 運営事務	<p>〔事務事業の名称〕 ラントゥレーベン大三島管理運営</p> <p>〔補助金交付金等の名称〕</p> <p>〔根拠法令、要綱、要領等〕 大三島町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例（予定） 大三島町滞在型農園施設の管理運営に関する規則（予定）</p> <p>〔財源〕 町単独費</p> <p>〔目的内容等〕 目的：継続的な農園体験と交流活動を通じて、農地の保全と中山間地域の活性化を図る。 内容：1）利用者の募集、選考 2）管理運営は委託の予定</p> <p>〔滞在型施設概要〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>棟数</th> <th>のべ床面積(m²)</th> <th>体験農園(m²)</th> <th>使用料(円/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aタイプ(300m²/1区画)</td> <td>10</td> <td>63.18</td> <td>187.51</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>Bタイプ(300m²/1区画)</td> <td>4</td> <td>54.15</td> <td>211.17</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>Cタイプ(300m²/1区画)</td> <td>2</td> <td>43.32</td> <td>211.17</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔事業費〕5,000千円（収入3,420千円、次年度以降6,240千円）</p> <p>〔参考：施設導入の経緯〕 1）基盤整備（ハウス、公園等含む） 整備年度 H13・14年度 補助事業名 農村振興総合整備統合補助事業（高福祉型） 事業費 約90,000千円（国、県補助あり） 2）施設整備（滞在型施設のみ） 整備年度 H14・15年度 補助事業名 山村振興等農林漁業特別対策事業 事業費 約196,600千円（国1/2）</p>		棟数	のべ床面積(m ²)	体験農園(m ²)	使用料(円/年)	Aタイプ(300m ² /1区画)	10	63.18	187.51	420,000	Bタイプ(300m ² /1区画)	4	54.15	211.17	360,000	Cタイプ(300m ² /1区画)	2	43.32	211.17	300,000			該当なし	該当なし	・ 大三島町の例による
			棟数	のべ床面積(m ²)	体験農園(m ²)	使用料(円/年)																				
		Aタイプ(300m ² /1区画)	10	63.18	187.51	420,000																				
		Bタイプ(300m ² /1区画)	4	54.15	211.17	360,000																				
		Cタイプ(300m ² /1区画)	2	43.32	211.17	300,000																				
		玉川町	宮窪町																							
		該当なし	該当なし																							
		波方町	伯方町																							
		該当なし	該当なし																							
		大西町	上浦町																							
該当なし	該当なし																									
菊間町	関前村																									
	該当なし																									